

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令参照条
文

目次

※印を付した法律は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）による改正後のものである。

共通

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄） 1
○ 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄） 11
○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）（抄） 16

第一章 内閣官房関係

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄） 16

第二章 内閣府関係

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄） 17
○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄） 18
○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄） 18
○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄） 19
○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄） 20
○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（抄） 21
○ 公文書管理委員会令（平成二十二年政令第六十六号）（抄） 21
○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄） 22
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）※（抄） 22

第三章 総務省関係

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）	．．．．．	23
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	．．．．．	24
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）※（抄）	．．．．．	25
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）	．．．．．	26
○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）※（抄）	．．．．．	27
○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）	．．．．．	30
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	．．．．．	33
○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）	．．．．．	33
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）	．．．．．	35
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	．．．．．	36
○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）	．．．．．	36
○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）（抄）	．．．．．	38
○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）	．．．．．	38
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（抄）	．．．．．	40
○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）※（抄）	．．．．．	40
○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）	．．．．．	42
○ 独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）（抄）	．．．．．	43
○ 独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）第十三条の規定によりなお従前の例によるものとされた独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）（旧基金法）（抄）	．．．．．	44
第四章 法務省関係		
○ 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五五号）（抄）	．．．．．	44
○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）※（抄）	．．．．．	45

○	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）	（抄）	．．．．．	46
○	鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）	（抄）	．．．．．	48
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）	（抄）	．．．．．	48
○	企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）	（抄）	．．．．．	49
○	出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第一百七十八号）	（抄）	．．．．．	50
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	※（抄）	．．．．．	50
○	動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）	（抄）	．．．．．	51
○	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）	※（抄）	．．．．．	51
○	後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）	（抄）	．．．．．	52
○	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）	※（抄）	．．．．．	52
○	法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）	（抄）	．．．．．	53
○	船舶登記令（平成十七年政令第十一号）	（抄）	．．．．．	53
○	農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）	（抄）	．．．．．	55
○	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）	（抄）	．．．．．	56
○	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）	※（抄）	．．．．．	69
○	更生保護法施行令（平成二十年政令第四百十五号）	（抄）	．．．．．	70
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	※（抄）	．．．．．	70
○	売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）	※（抄）	．．．．．	71
第五章 外務省関係				
○	外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）	（抄）	．．．．．	71
第六章 財務省関係				
○	税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）	（抄）	．．．．．	74
○	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）	（抄）	．．．．．	74
○	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	（抄）	．．．．．	75

○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）	（抄）	104
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）	※（抄）	105
○	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）	（抄）	106
○	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）	（抄）	108
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）	（抄）	109

第九章 農林水産省関係

○	土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）	（抄）	109
○	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	※（抄）	110
○	漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）	（抄）	115
○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	※（抄）	116
○	肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号）	（抄）	117
○	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）	※（抄）	117
○	漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）	（抄）	118
○	家畜取引法施行令（昭和三十一年法律第九号）	（抄）	118
○	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）	※（抄）	119
○	農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）	（抄）	119
○	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）	※（抄）	119
○	農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）	（抄）	120
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	※（抄）	121
○	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）	（抄）	122
○	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八法律第三十五号）	※（抄）	123
○	集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）	（抄）	123
○	集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）	（抄）	123

○	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）※（抄）	．．．．．	140
○	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（抄）	．．．．．	140
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	．．．．．	143
○	領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）（抄）	．．．．．	143
○	ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（抄）	．．．．．	143
○	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（抄）	．．．．．	144
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）※（抄）	．．．．．	144
○	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（抄）	．．．．．	147
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）※（抄）	．．．．．	147
○	国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）	．．．．．	151
○	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）※（抄）	．．．．．	151
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）	．．．．．	152
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）※（抄）	．．．．．	152
○	農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）（抄）	．．．．．	153
○	農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	154
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）	．．．．．	154
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）※（抄）	．．．．．	155
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（抄）	．．．．．	158
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）※（抄）	．．．．．	159
○	景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）	．．．．．	160
○	景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）	．．．．．	161
○	第十二章 防衛省関係	．．．．．	161
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	．．．．．	161

附 則

○	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	（抄）	168
○	大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）	（抄）	169
○	地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）	（抄）	169
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	（抄）	169
○	地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）	（抄）	170
○	日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）	（抄）	170
○	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）	（抄）	170
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）	（抄）	171
○	独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）	（抄）	171
○	独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）	（抄）	172
○	独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）	（抄）	172
○	復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）	（抄）	172

○ 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

（総代）

- 11 第十一条 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、三人を超えない総代を互選することができる。
- 12 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。
- 13 3～6 （略）

（参加人）

- 14 第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。
- 15 2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。
- 16 3 審査請求への参加は、代理人によつてすることができる。
- 17 4 前項の代理人は、各自、第一項又は第二項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（審理手続の承継）

- 18 第十五条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。
- 19 2 （略）
- 20 3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面での旨を審査庁に届け出なければならない。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。
- 21 4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人に宛ててされた通知が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財

団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、当該通知は、これらの者に対する通知としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。
(審査請求期間)

第十八条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知った日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 処分についての審査請求は、処分（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定）があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 次条に規定する審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）の計算については、送付に要した日数は、算入しない。
(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 (略)

三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があつたことを知った年月日

四 (略)

五 処分庁の教示の有無及びその内容

六 (略)

3 (略)

一 三 (略)

4 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、審査請求

書には、第二項各号又は前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載しなければならぬ。

5 (略)

一〇三 (略)

(処分庁等を経由する審査請求)

第二十一条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、処分についての審査請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第二十二条 審査請求をすることができる処分につき、処分庁が誤って審査請求をすべき行政庁でない行政庁を審査請求をすべき行政庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、速やかに、審査請求書を処分庁又は審査庁となるべき行政庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2〇4 (略)

5 前各項の規定により審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなす。

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(執行停止)

第二十五条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。

3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることができない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(審査請求の取下げ)

第二十七条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 (略)

(審理手続の計画的進行)

第二十八条 審査請求人、参加人及び処分庁等（以下「審理関係人」という。）並びに審理員は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

- 3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
 - 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由
 - 4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
 - 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調査及び同条第三項の報告書
 - 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書
 - 5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があつたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。
（反論書等の提出）
- 第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
- 2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審理員が、意見書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
 - 3 審理員は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人から意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ送付しなければならない。
（口頭意見陳述）
- 第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
 - 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
 - 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(証拠書類等の提出)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合において、審理員が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第三十三条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、審理員は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定要求)

第三十四条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

(検証)

第三十五条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理員は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理関係人への質問)

第三十六条 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第三十七条 審理員は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜さうそうしているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第三十一条から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によって、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 審理員は、前二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第三十一条から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第四十一条第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更した

ときも、同様とする。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 (略)

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 (略)

(審理手続の併合又は分離)

第三十九条 審理員は、必要があると認め場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(審理員による執行停止の意見書の提出)

第四十条 審理員は、必要があると認める場合には、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができる。

(審理手続の終結)

第四十一条 審理員は、必要な審理を終えたとき、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審理員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからホまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからホまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかったとき。

イ 第二十九条第二項 弁明書

ロ 第三十条第一項後段 反論書

ハ 第三十条第二項後段 意見書

ニ 第三十二条第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ホ 第三十三条前段 書類その他の物件

二 申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないとき。

3 (略)

(審理員意見書)

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

(裁決の時期)

第四十四条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 (略)

3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の正文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査

庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3 前項に規定する一定の処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

4 前項に規定する定めがある場合のほか、第二項に規定する一定の処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が同項各号に定める措置をとるために必要があると認めるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

第四十七条 事実上の行為についての審査請求がある場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

（不利益変更の禁止）

第四十八条 第四十六条第一項本文又は前条の場合において、審査庁は、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべき旨を命じ、若しくはこれを変更することはできない。

（不作為についての審査請求の裁決）

第四十九条 不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないうでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 (略)

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。

4 審査請求に係る不作為に係る処分に関し、第四十三条第一項第一号に規定する議を経るべき旨の定めがある場合において、審査庁が前項各号に定める措置をとるために必要があるときは、審査庁は、当該定めに係る審議会等の議を経ることができる。

5 前項に規定する定めがある場合のほか、審査請求に係る不作為に係る処分に関し、他の法令に関係行政機関との協議の実施その他の手続をとるべき旨の定めがある場合において、審査庁が第三項各号に定める措置をとるために必要があるときは、審査庁は、当該手続をとることができる。

(裁決の方式)

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由(第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなつた理由を含む。)

2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。

3 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間(第六十二条に規定する期間をいう。)を記載して、これらを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第五十一条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された時に、その効力を生ずる。

2・3 (略)

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)に送付しなければならない。

第五十二条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨

を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更された場合には、処分庁は、その通知を受けた者（審査請求人及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

（審査請求に関する規定の準用）

第六十六条 第二章（第九条第三項、第十八条（第三項を除く。）、第十九条第三項並びに第五項第一号及び第二号、第二十五条第二項、第二十九条（第一項を除く。）、第三十条第一項、第四十一条第二項第一号イ及びロ、第四節、第四十五条から第四十九条まで並びに第五十条第三項を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 （略）

○ 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）

第一章 審査請求

（審理員）

第一条 審査庁は、行政不服審査法（以下「法」という。）第九条第一項の規定により二人以上の審理員を指名する場合には、そのうち一人を、当該二人以上の審理員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2 審査庁は、審理員が法第九条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理員に係る同条第一項の規定による指名を取り消さなければならない。

（法第九条第三項に規定する場合の読替え等）

第二条 法第九条第三項に規定する場合においては、別表第一の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、前条、第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

（代表者等の資格の証明等）

第三条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第十二条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面での旨を審査庁（審理員が指名されている場

合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第一項中「次条第三項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第十二条第二項ただし書」とあるのは「第十三条第四項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

（審査請求書の提出）

第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合を除き、正副二通を提出しなければならない。

2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人）が押印しなければならない。

3 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合（審査請求をすべき行政庁が処分庁等である場合を除く。）には、第一項の規定に従つて審査請求書が提出されたものとみなす。

（審査請求書の送付）

第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二条第三項若しくは第四項又は第八十三条第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によつてする。

2 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。（弁明書の提出）

第六条 弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。

3 法第二十九条第五項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（反論書等の提出）

第七条 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十条第二項に規定する意見

書（以下この条及び第十五条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従って反論書又は意見書の提出されたものとみなす。

3 法第三十条第三項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第八条 審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、審理を行うことができる。

（通話者等の確認）

第九条 審理員は、法第三十七条第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。（交付の求め）

第十条 法第三十八条第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第三十八条第一項に規定する書面若しくは書類（以下「対象書面等」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二 対象書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三 対象書面等又は対象電磁的記録について第十四条に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨（交付の方法）

第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

一 対象書面等の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（手数料の減免）

第十三条 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第三十八条第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 (略)

(送付による交付)

第十四条 法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、同条第四項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

2 国に所属しない行政庁が審査庁である場合における前項の規定の適用については、同項中「総務省令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

(事件記録)

第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録

六・七 (略)

2 四 (略)

(審理員意見書の提出)

第十六条 審理員は、法第四十二条第二項の規定により審理員意見書を提出するときは、事件記録のほか、法第十三条第一項の許可に関する書類その他の総務省令で定める書類を審査庁に提出しなければならない。

(審議会等)

第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第四十六条の十一に規定する資格審査会

二 地方社会保険医療協議会

- 三 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十七条に規定する登録審査会
 - 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二十四条の二に規定する地方港湾審議会
 - 五 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十二条に規定する登録審査会
 - 六 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十八条の四に規定する資格審査会
 - 七 税理士法第四十九条の十六に規定する資格審査会
 - 八 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第七十一条の四に規定する土地区画整理審議会
 - 九 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の三十七に規定する資格審査会
 - 十 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の十九、第四十三条及び第五十条の十四に規定する審査委員並びに同法第五十九条に規定する市街地再開発審査会
 - 十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第六十条に規定する住宅街区整備審議会
 - 十二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三百十一条、第六十一条及び第七十七条に規定する審査委員並びに同法第九十条に規定する防災街区整備審査会
 - 十三 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第七十条に規定する登録審査会
 - 十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十七条、第五十三条及び第三百三十六条に規定する審査委員
 - 十五 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百十一号）第十条に規定する認証審査参与員
 - 十六 郵政民営化委員会
 - 十七 地方年金記録訂正審議会
 - 2 法第四十三条第一項第二号の政令で定めるものは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十条に規定する認証審査参与員とする。
- 第三章 再審査請求
- 第十九条 第一章（第二条、第六条、第十五条第一項第二号及び第三号並びに第二項並びに第十七条を除く。）の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- 2 再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合には、前項において読み替えて準用する第

一条、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項を除く。）及び第十六条の規定は、適用しない。

○ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）（抄）

（処分庁経由による審査請求）

第十七条 審査請求は、処分庁を経由してすることもできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第十五条第一項から第三項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）を審査庁に送付しなければならない。

3 （略）

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第二十七条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

（審査請求に関する規定の準用）

第四十八条 前節（第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。）の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

（審査請求に関する規定の準用）

第五十六条 第二節（第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十三條を除く。）の規定は、再審査請求に準用する。

第一章 内閣官房関係

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

(局等組織)

第五条 法第六六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八条の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの

別表第一（第五条関係）

(略)	(略)
総務省	電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 管区行政評価局 沖縄行政評価事務所 総合通信局 沖縄総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局 消防庁（消防大学校を除く。）

第二章 内閣府関係

○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（抄）

(権利の実行の手続)

第二十七条 法第三十四条の三十三第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利

の実行の申立てをすることができる。

254 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該登録有限責任監査法人に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 (略)

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十五条の十四 法第三十一条の二第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

254 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7 (略)

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（抄）

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第六条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

254 (略)

- 5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。
- 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。
- 7 (略)

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）

（営業保証金に係る権利の実行の手続）

第十三条の四 法第九十九条第八項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7 (略)

（権利の実行の手続）

第二十六条 法第九十条第六項の権利（以下この条から第二十八条までにおいて単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該外国保険会社等に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

（権利の実行の手続）

第三十三条 法第二百二十三条第六項の権利（以下この条から第三十五条までにおいて単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該免許特定法人に通知しなければならぬ。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

(権利の実行の手続)

第三十八条の六 法第二百七十二条の五六項の権利（以下この条及び次条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該少額短期保険業者に通知しなければならぬ。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7 (略)

(権利の実行の手続)

第四十三条 法第二百九十一条第六項の権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該保険仲立人に通知しなければならぬ。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7・8 (略)

○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）

（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）
第十一条（略）

2～5 (略)

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7 (略)

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（抄）

（発行保証金に係る権利の実行の手続）

第十一条 前払式支払手段の保有者は、その保有する前払式支払手段（既に法第二十条第一項の規定による払戻しの手続が終了したもの及び権利の実行の手続が終了したものを除く。）に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第三十一条第二項の期間の末日までに供託された発行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該前払式支払手段発行者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7～9 (略)

（履行保証金に係る権利の実行の手続）

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権（既に権利の実行の手続が終了したものを除く。）に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。

7～14 (略)

○ 公文書管理委員会令（平成二十二年政令第六十六号）（抄）

(分科会)

第五条 委員会に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下この条及び次条第三項において「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3～7 (略)

○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

(国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧)

第二十二条 国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

(国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧)

第二十六条 第二十二条の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）

(土地区画整理法の特例)

第二十条 (略)

2～5 (略)

6 国家戦略特別区域会議は、第四項の規定により意見書の提出があった場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略土地区画整理事業の実施主体として区域計画に定めようとする者（当該者が土地区画整理組合である場合にあつては、土地区画整理法第十四条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第八項において同じ。）に対し事業

計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

8 （略）

（都市再開発法の特例）

第二十四条 （略）

254 （略）

5 国家戦略特別区域会議は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認めるときは、当該意見書に係る国家戦略市街地再開発事業の実施主体として区域計画に定めようとする者（当該者が市街地再開発組合である場合にあつては、都市再開発法第十一条第一項の定款及び事業計画を定めた者。第七項において同じ。）に対し事業計画等に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないことを認めるときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と読み替えるものとする。

7 （略）

第三章 総務省関係

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（抄）

第三十九条 恩給ヲ受クルノ権利ニ関スル処分ニ付テノ異議申立又ハ審査請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法施行令目次

第一編 総則

第二編 普通地方公共団体

第一章（第六章）（略）

第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第一款 国地方係争処理委員会

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

第三款 自治紛争処理委員会による調停、審査及び処理方策の提示の手続

第二節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

第二款 職員の派遣

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

第九章・第十章（略）

第十一章 補則

第三編・第四編（略）

附則

第百七十八条 郡の区域内において町村が市となつたときは、郡の区域も、また自ら変更する。

② 市が町村となつたときは、その町村の属すべき郡の区域は、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

③ 前項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

④ 地方自治法第七条第八項の規定は、第二項の規定による処分これを準用する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（是正の要求等の特則）

第二百五十二条の十七の四（略）

2と4（略）

5 市町村長が第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

6・7（略）

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審査の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項に規定する審査の申立て又は審査の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

4（略）

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審査の申請については、行政不服審査法第九条から第十四条まで、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二項、第四項及び第五項第

三号、第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第三十八条まで、第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条並びに第五十条から第五十三条までの規定を準用する。

2 (略)

○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

目次

第一章（第十二章の二）（略）

第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百二十九条の四―第二百二十九条の七）

第十三章（第十四章）（略）

（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）

第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第二百一十一条、第二百二十五条、第三百三十八条の二、第三百三十八条の三、第三百三十八条の四第二項、第八十条の二、第八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第八十条の四、第八十条の六、第八十条の七、第九十条（同法第二百二十七条第二項、第四百一条第一項及び第六十六条第一項に係る部分を除く。）、第九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第一項、第二百四条第一項、第二百六条第二項、第二百一十一条第一項、第二百二十二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百三十八条の七第二項、第二百四十二条の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百

六十一号) 第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第三百三十七条、第四百十条(同令第三百三十条に係る部分を除く。) 及び第七百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2) 4 (略)

(縦覧用書面の写しの閲覧)

第十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十三条第一項の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供するときは、あわせてその書面の写しを公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるように努めなければならない。

○ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) (抄)

(異議の申出)

第二十四条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるとができる。

2 (略)

3 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号) 第九条第四項、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 第二百十四条の規定は、第一項の異議の申出について、準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十条の八 第二十四条第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第三十条の八第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

3 第二十四条の規定は、第一項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関する異議の申出及び審査の申立て）

第二百二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第二百五十五条の規定による告示の日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

（地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て）

第二百六条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第一百一条の第三項又は第二百六条第二項の規定による告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第二百五十五条の規定による告示の日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
（行政不服審査法の準用）

第二百六条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第四項、第十一条から第十三条まで、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十条第二項及び第三項、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第

三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第三十条第三項中「審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人」とあるのは「参加人」と、「審査請求人及び処分庁等に、それぞれ」とあるのは「異議申出人」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（異議申出人及び参加人をいう。以下同じ。）」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

2 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第四項、第十条から第十三条まで、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「審査庁」と、同法第二十九条第一項中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申立てがされたときは、第二十条の規定により当該審査の申立てを却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人（審査申立人、参加人及び当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会をいう。以下同じ。）」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（道府県民税の中間納付額の還付の手續）

第九条の二 法第五十三条第二十項の規定によつて同項に規定する道府県民税の中間納付額（以下「道府県民税の中間納付額」という。）の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第五十五条第一項又は第三項の規定による更正（当該道府県民税についての処分等（更正の請求（法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第九条の五第一項第二号イにおいて同じ。）に対する処分又は法第五十五条第二項の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。同号において「更正等」という。）又は法第五十五条第二項の規定による決定によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一〜四（略）

2・3（略）

（道府県民税の中間納付額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の五 道府県知事は、第九条の二の規定により道府県民税の中間納付額の還付をする場合においては、当該道府県民税の中間納付額（道府県民税の中間納付額の全部又は一部について未納の金額がある場合においては、当該未納の金額に相当する金額を控除した金額とし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付に係る道府県民税の中間納付額から、当該還付すべき道府県民税の中間納付額のうち当該未納の金額に相当する金額を控除した後の道府県民税の中間納付額の金額に達するまで順次遡つて求めた道府県民税の中間納付額の金額とする。）に、当該道府県民税の中間納付額の納付の日（当該道府県民税の中間納付額が法第五十三条第一項又は第二項の規定による当該道府県民税の中間納付額に係る申告書の提出期限前に納付された場合には、当該期限）の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間（第九条の二第一項の規定による請求書の提出が当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限後にあつた場合においては、当該期限の翌日から当該請求書の提出があつた日までの期間を除くものとする。）の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額を当該還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当

該期間に算入しない。

一 (略)

二 更正等によつて道府県民税の中間納付額が還付されることとなつた場合における還付金 道府県民税の中間納付額に係る事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の法第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限(その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 当該更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

(1) 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。)
当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第五十五条第二項の規定による決定に係る同条第三項の規定による更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。)
当該決定の日

ロ (略)

2・3 (略)

(更正又は決定の場合の中間納付額の還付)

第二十九条 法第七十二条の二十六第一項の規定に該当する法人が法第七十二条の二十八の規定による申告書を提出しなかつた場合において、法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定により決定した事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満たないときは、道府県知事は、その満たない金額に相当する中間納付額を還付する。

2 道府県知事は、前項に規定する法人が法第七十二条の二十八第一項の規定によつて提出した申告書に記載した事業税額又は当該法人が当該申告書を提出しなかつたため決定を受けた事業税額を減額する更正(当該事業税額についての処分等(更正の請求(法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をいう。第五項第二号イにおいて同じ。))に対する処分又は法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定をいう。))に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第五項第二号イにおいて「更正等」という。)をした場合において、その更正等後の事業税額が当該事業税額に係る中間納付額に満たないときはその満たない金額に相当する中間納付額を、その更正等後の事業税額がないときは当該事業税額に係る中間納付額を還付する。

3・4 (略)

5 前項において準用する前条第一項の場合において、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、同項の期間に算入しない。

一 (略)

二 第二項の規定による還付金 同項に規定する中間納付額に係る事業年度の法第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限（その提出期限後にその中間納付額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び中間納付額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに起因して失われたこと若しくは当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと又は第六条の十五第二項各号に掲げる理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ (略)

(貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三十五条の十四 法第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法施行令第八章の規定を適用する。この場合において、同令第三十七条第一項中「異議申立てに係る国税」とあるのは「異議申立てに係る国税又は地方消費税の貨物割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税又は地方消費税の貨物割」とする。

附則

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第六条の八 法附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法施行令第八章の規定を適用する。この場合

において、同令第三十七条第一項中「異議申立てに係る国税」とあるのは「異議申立てに係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税又は地方消費税の譲渡割」とする。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（審査会の委員及び関係人に対する旅費）

第三十二条（略）

2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人に対する旅費は、前項の規定により公益を代表する委員に支給する旅費の額の範囲内において、組合又は市町村連合会が支給する。

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）

（職権による住民票の記載等）

第十二条（略）

2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。

一〜五（略）

六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。

イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ロ・ハ（略）

ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決

ホクチ (略)

七 (略)

3・4 (略)

(法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務)

第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一～四 (略)

五 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)にあつては、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務(同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。)

六 (略)

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第三十一条 (略)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項及び次条において「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)		(略)
第三十一条の四	市町村長	市長又は区長	
	都道府県知事	市長がした処分に不服がある者にあつては都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長	
	異議申立て	市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求	
(略)	(略)	(略)	

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）

（法第三条の政令で定める者等）

第四条 法第三条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
 - 二 最高検察庁にあつては、検事総長
 - 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
 - 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
 - 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正
- 2 前項第三号から第五号までに掲げる者が行った開示決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。

（権限又は事務の委任）

第十五条 行政機関の長（第四条第一項に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくはその部の長、同条の委員会の事務局の長、同法第八條の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八條の二の施設等機関の長、同法第八條の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九條の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2・3 （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（統計企画管理官等）

第二百二十条（略）

2～4（略）

5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一～五（略）

六 恩給に関する異議申立て、審査請求及び訴訟に関すること。

七・八（略）

6・7（略）

（恩給審査会）

第二百二十二条 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2（略）

附則

（恩給企画管理官の職務の特例）

第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一～五（略）

六 国會議員互助年金等に関する異議申立て及び訴訟に関すること。

七（略）

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）

(開示請求における本人確認手続等)

第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長(法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十二条を除き、以下同じ。)に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一・二 (略)

2~5 (略)

(法第四十四条第二項の政令で定める行政不服審査法の特例)

第二十一条 第三条第四号又は第五号に掲げる者が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。

(権限又は事務の委任)

第二十二条 行政機関の長(第三条に規定する者を除く。)は、法第二章から第四章まで(法第十条及び法第四章第四節を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくは部の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第二章から第四章まで(法第十条及び法第四章第四節を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3 行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）（抄）

（手続の併合又は分離）

第二条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てに係る事件を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、不服申立てに係る事件を併合し、又は分離したときは、不服申立人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

（不服申立人等の意見の聴取）

第四条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、法第九条第四項の規定に基づき鑑定を求め、又は法第十三条第一項の規定に基づき閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した不服申立人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二百十六条第一項	第三十六条	第三十四条から第三十六条まで
第二百十六条第二項	第三十三条、第三十六条	第三十三条から第三十六条まで

<p>第百三十一条第一項</p>	<p>選挙の一部が無効となったことにより法第百九条又は第百十条の規定により再選挙が行われるべき</p>	<p>一部の区域について市町村の合併の特例に関する法律第五条第三十二項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる</p>
<p>(略)</p>	<p>再選挙</p>	<p>投票</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）（抄）

第七条及び第八条 削除

（在外投票人名簿に係る縦覧期間等）

第二十五条 中央選挙管理会は、法第三十八条第一項の規定により在外投票人名簿に係る縦覧の期間を定め、これを告示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十八条第一項の規定により、在外投票人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面を縦覧に供するときは、併せてその書面の写しを公衆の見やすい場所において投票人に閲覧させるよう努めなければならない。

（出訴期間の特例）

第二十六条 法第四十条第一項において読み替えて準用する公職選挙法第二十五条第一項に規定する政令で定める場合は、訴状を国外から国内へ郵便等により送付する場合とする。

（補正登録）

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十五条第一号に該当する者について在外投票人名簿の登録をした日後国民投票の期日前十六日に当たる日までの間、当該登録の際に同号の資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が在外投票人名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに在外投票人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

第二十八条 削除

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

(異議の申出)

第二十五条 公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第四項、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定(行政不服審査法第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、行政不服審査法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理員意見書が提出されたとき」と読み替えるものとする。

3 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。
(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定(行政不服審査法第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、行政不服審査法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理員意見書が提出されたとき」と読み替えるものとする。

3 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）

（公職選挙法を準用する場合の読替え）

第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二百十六条第一項	第三十六条、第三十九条	第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項
第二百十六条第二項	第三十三条、第三十六条	第三十三条から第三十六条まで
（略）	第四十条第一項及び第二項	第四十条第一項、第二項及び第六項
（略）	（略）	（略）

（公職選挙法施行令の準用）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九条の三、第四章の三、第五十条（第五項及び第七項を除く。）、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条（第六項及び第七項に係る部分を除く。）、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十

五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第三百十一条（第一項後段を除く。）、第四百一条の二第一項、第四百一条の三、第四百十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百十二条の三、第四百十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二百二十九条第一項	選挙運動	投票運動
第三百十一条第一項	選挙の一部が無効となつたことにより法第百九条又は第百十条の規定により再選挙が行われるべき 当該再選挙	一部の区域について大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する法第五十七条の規定による投票が行われる 当該投票
(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）（抄）

（戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等に関する経過措置）

第十三条 廃止法の施行前に旧基金法第二十一条第一項に規定する慰労金（以下この条において「慰労金」という。）に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に旧基金法第二十一条第二項の規定により慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法第三章（第二十条第二項及び第三十一条を除く。）及び附則第二条の規定の適用については、なお従前の例による。

○ 独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）第十三条の規定によりなお従前の例によるものとされた独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人平和記念事業特別基金等に関する法律（昭和六十三年法律第六十六号）（旧基金法）（抄）

（異議申立期間）

第二十六条 慰労金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

第四章 法務省関係

○ 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十号まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七條第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四十四条から第一百七十七条まで並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七

号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五号（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項（第四号を除く。）、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二条並びに第二十三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項及び第五百十一条第二項を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、不動産登記法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、第八十条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、第五百十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、法務省令で定める。

2 (略)

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（仮登記を命ずる処分）

第八十条 裁判所は、仮登記の登記権利者の申立てにより、仮登記を命ずる処分をすることができる。

2 (略)

3 第一項の申立てに係る事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

4・5 (略)

（登記識別情報の安全確保）

第一百五十一条 (略)

2 登記官その他の不動産登記の事務に従事する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官又はその職にあった者は、その事務に関して知り得た登記識別情報の作成又は管理に関する秘密を漏らしてはならない。

（審査請求）

第五百五十六条 登記官の処分に不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

（審査請求事件の処理）

第五百五十七条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

3 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

4・5 （略）

6 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第五百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「不動産登記法第五百五十七条第二項の意見」とする。

○ 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申請情報及び添付情報（第三条―第九条）

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続（第十条―第十四条）

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続（第十五条―第十九条）

第五章 雑則（第二十条―第二十四条）

附則

（申請情報）

第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

一 十 (略)

十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時ににおける住所

ニ 一 (略)

十二・十三 (略)

(登記すべきものでないとき)

第二十条 法第二十五条第十三号の政令で定める登記すべきものでないときは、次のとおりとする。

一 (略)

二 申請に係る登記をすることによって表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。)が権利能力を有しないとき。

三 八 (略)

(登記識別情報に関する証明)

第二十二条 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、手数料を納付して、登記識別情報が有効であることの証明その他の登記識別情報に関する証明を請求することができる。

2 法第十九条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の証明に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(登記の嘱託)

第二十三条 この政令(第二条第七号を除く。)に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六条第二項において準用する場合を含むものとし、この政令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

(法務省令への委任)

第二十四条 この政令に定めるもののほか、法及びこの政令の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

○ 鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 鈹害賠償登録簿（第六条―第十二条）

第三章 登録手続（第十三条―第二十八条）

第三章の二 他の法律の適用除外（第二十八条の二―第二十八条の四）

第四章 審査請求（第二十九条―第三十二条の二）

第五章 雑則（第三十三条）

附則

第二十九条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

第三十条 審査請求は、登記所に審査請求書を提出してするものとする。

第三十一条 登記官は、審査請求が理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

2 登記官は、審査請求が理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第三十二条 法務局又は地方法務局の長は、審査請求が理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登録上の利害関係人に通知しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による命令により登録をするときは、命令をした法務局又は地方法務局の長、命令の年月日、命令により登録をする旨及び登録の年月日を記載し、押印しなければならない。

第三十二条の二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、登記官の処分についての審査請求には、適用しない。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 (略)

○ 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）（抄）

(不動産登記法等の準用)

第十六条 不動産登記法第二条第十二号から第十六号まで、第十六条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第五十九条（第六号を除く。）、第六十条から第六十二号まで、第六十三条第一項及び第二項（相続に係る部分を除く。）、第六十四条第一項、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十九条第一項、第五百十一条から第五十六条まで、第五十七条第一項から第三項まで並びに第五十八条の規定並びに不動産登記法第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第十一号イ及びロ並びに第十二号、第四条、第七条第一項第五号（同号ロ（ロ）を除く。）、第八条第一項第六号（質権に係る部分を除く。）、第九条から第十二号まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）、第二十一条並びに第二十三条の規定は、企業担保権に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号及び第五百十一条第二項並びに不動産登記令第二十条第二号を除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と、不動産登記法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と

、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「企業担保権の登記」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）」とあるのは「企業担保権者となる者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（抄）

（住居地届出日の在留カードへの記載）

第三条 市町村の長は、法第十九条の七第二項（法第十九条の八第二項及び第十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定により在留カードに住居地の記載をする場合には、併せて、当該在留カードを提出してした届出の年月日を記載するものとする。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）

（審査請求）

第六十一条の二の九 次に掲げる処分又は不作為についての審査請求は、法務大臣に対し、法務省令で定める事項を記載した審査請求書を提出してしなければならない。

一 難民の認定をしない処分

二 第六十一条の二第一項の申請に係る不作為

三 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し

2 5 （略）

6 第一項の審査請求については、行政不服審査法第九条第一項、第十四条、第十七条、第十九条、第二十九条、第四十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）、第二章第四節及び第五十条第二項の規定は適用しないものとし、同法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）

○ 動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等（第三条・第四条）
 - 第三章 登記手続（第五条―第十四条）
 - 第四章 登記事項の証明（第十五条―第十七条）
 - 第五章 補則（第十八条―第二十一条）
- 附則

（行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律の適用除外）

第二十条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二十条第三項に規定する保有個人情報という。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（法務省令への委任）

第二十一条 この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

○ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）

（審査請求）

第十九条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2・3 （略）

4 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局長に送付し

なければならぬ。この場合において、当該法務局又は地方法務局長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一條第二項に規定する審理員に送付するものとする。

5〜7（略）

○ 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 後見登記等ファイル等（第三条）

第三章 登記手続（第四条―第十条）

第四章 登記事項証明書の送付請求等（第十一条）

第五章 補則（第十二条―第十五条）

附則

（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外）

第十四条 登記申請書等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二條第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（法務省令への委任）

第十五条 この政令の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（抄）

（審査請求）

第十五条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすること

とができる。

2 (略)

3 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、前項に規定する場合を除き、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。この場合において、監督法務局又は地方法務局の長は、当該意見を行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員に送付するものとする。

5～7 (略)

○ 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（抄）

（審判課の所掌事務）

第五十六条 審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 入管法第四十五条第一項及び第五十五条の二第二項の規定による審査に関すること。

二 収容令書及び退去強制令書の発付に関すること。

三 入管法第五十五条の三第一項の規定による出国命令に関すること。

四 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関すること。

五 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての異議申立てに関すること（難民の認定をしない処分についての異議申立てに係る在留許可等に関することを含む。）。

六 通報者に対する報償金の交付に関すること。

○ 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権に係る部分及び第三号を除く。）、及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで並びに第二百五十一条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二号第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二号並びに第二十三条の規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十一条第三項及び第二百五十一条第二項を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶の登記」と、同法第七十一条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第二百五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第七十一条第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表一」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第一号ハに規定する登記権利者）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条

まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記法第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第十四号、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九号から第十二号まで、第十四号から第二十条まで、第二十二号並びに第二十三号の規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第五十一条第二項を除く。）中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、不動産登記法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同令第七条第一項第五号ロ中「別表」とあるのは「船舶登記令別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄ロに規定する被承継人及び第三条第一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第一号ハに規定する登記権利者）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十四条の規定は、船舶の登記及び製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、同条中「不動産登記法」とあるのは、「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法」と読み替えるものとする。

○ 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（抄）

（不動産登記法等の準用）

第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九号、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条

から第九十三条まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百四十四条並びに第一百五十一条から第一百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の第十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第十二条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二條並びに第二十三條の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項及び第二百五十一条第二項を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、不動産登記法第二条第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第四条」と、同法第二十五条第一号及び第八十条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表」と、同法第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者（農業用動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

○ 刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）（抄）

（面会が制限される日）

第二条 法第百十八条第一項（法第百十九条（法第二百八十九条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百二十三条において準用する場合並びに法第百四十五条（法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する政令で定める日及び法第二百六十八条において準用する法第二百二十条第一項に規定する政令で定める日は、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。

2 法第二百二十条第一項（法第二百八十九条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号) 第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた留置施設の属する都道府県の休日(日曜日を除く。)とする。

(矯正管区の長に対する審査の申請に関する読替え)

第三条 法第五十九条(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項第一号	住所	住所(刑事施設に收容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称)
第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
第十五条第四項	若しくは管理人、総代又は代理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人)が押印しなれば	又は管理人)が押印し、又は指印しなれば
第十八条第一項	処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。)	処分
第十八条第四項	前三項	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第五十九条(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する第一項
第三十四条第二項	書 正本又は異議申立書若しくは異議申立録取	正本
第三十四条第六項	処分行の上級行政庁である審査庁 第二項から第四項まで	審査庁 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第百

第三十七条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人	五十九条において準用する第二項
第三十七条第三項から第五項まで	相続人その他の者	相続人	

(矯正管区の長に対する審査の申請の裁決に関する読替え)

第四条 法第六十一条第二項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第四十条第五項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	場合には	
第四十二条第一項	(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達する	に送達する	
第四十二条第四項	参加人及び処分庁	処分庁	

(法務大臣に対する再審査の申請に関する読替え)

第五条 (略)

2 法第六十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第十四条第三項	処分(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定)	審査の申請についての裁決	
第十五条第一項第一号	住所	住所(刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称)	
第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選した	又は財団であるとき	

	<p>とき、又は代理人によつて審査請求をするとき</p> <p>若しくは管理人、総代又は代理人</p>	<p>又は管理人</p> <p>）が押印し、又は指印しなければ</p>
第十五条第四項	<p>、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ</p>	
第三十四条第二項	<p>処分庁の上級行政庁である審査庁</p>	<p>再審査庁</p>
第三十四条第六項	<p>第二項から第四項まで</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十二条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二項</p>
第三十七条第一項	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者</p>	<p>相続人</p>
第三十七条第三項から第五項まで	<p>相続人その他の者</p>	<p>相続人</p>
第四十条第五項	<p>場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは</p>	<p>場合には</p>
第四十二条第一項	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する</p>	<p>に送達する</p>
第四十二条第四項	<p>参加人及び処分庁</p>	<p>処分庁</p>
<p>（矯正管区の長に対する事実の申告に関する読替え）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 法第六十三條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>

第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	行為
第十八条第一項及び第十九条	処分庁	刑事施設の長
第十八条第一項	審査庁でない行政庁を審査庁	申告先でない行政庁を申告先
第十八条第一項及び第四項	審査庁に	申告先である行政庁に
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第一項
第二十一条及び第三十六条	書 正本又は異議申立書若しくは異議申立録取	正本
第三十九条第一項	審査庁	申告先である行政庁
	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十四条第一項又は第二項（これらの規定を同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

（矯正管区の長による通知に関する読替え）

2 第八条（略）

法第百六十四条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第四十一条第二項	審査庁は、再審査請求	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告
	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告

再審査庁及び再審査請求期間

申告先及び申告期間

第十條 (略)

2 法第六十五條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一條、第三十六條及び第四十一條第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九條第一項及び第四十一條第一項	裁決	刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第六十五條第三項(同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知

(警察本部長に対する審査の申請に関する読替え)

第十一條 (略)

2 法第二百二十九條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五條第一項第一号	住所	住所(留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称)
第十五條第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
第十五條第四項	若しくは管理人、総代又は代理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人)が押印しなければ	又は管理人、又は指印しなければ

第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	処分
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第三項において準用する第一項
第三十四条第二項	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	正本
第三十四条第六項	処分庁の上級行政庁である審査庁	審査庁
第三十七条第一項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第三項において準用する第二項
第三十七条第三項から第五項まで	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第四十条第五項	相続人その他の者	相続人
第四十二条第一項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	場合には
第四十二条第四項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する	に送達する
（公安委員会に対する再審査の申請に関する読替え） 第十二条（略）	参加人及び処分庁	処分庁
2 法第二百三十条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第十四条第三項	処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）	審査の申請についての裁決
読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句

第十五条第一項第一号	住所	住所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称） 又は財団であるとき
第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
第十五条第四項	若しくは管理人、総代又は代理人 、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ	又は管理人 ）が押印し、又は指印しなければ
第三十四条第二項	処分庁の上級行政庁である審査庁	再審査庁
第三十四条第六項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十三条第三項において準用する第二項
第三十七条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第三十七条第三項から第五項まで	相続人その他の者	相続人
第四十条第五項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	場合には
第四十二条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する	に送達する
第四十二条第四項	参加人及び処分庁	処分庁

（警察本部長に対する事実の申告に関する読替え）

第十四条（略）

2 法第二百三十一条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	行為
第十八条第一項及び第十九条	処分庁	留置業務管理者
第十八条第一項	審査庁でない行政庁を審査庁	申告先でない行政庁を申告先
第十八条第一項及び第四項	審査庁に	申告先である行政庁に
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第三項において準用する第一項
	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	正本
第二十一条、第三十六条及び第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九条第一項及び第四十一条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知
第四十一条第二項	審査庁は、再審査請求	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第一項の規定による申告
	裁決を	同法第二百三十一条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を
	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
	再審査庁及び再審査請求期間	申告先及び申告期間

（公安委員会に対する事実の申告に関する読替え）

2 第十六条（略）

2 法第二百三十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2 第十七条 (略)

(管区海上保安本部長に対する審査の申請に関する読替え)

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条、第三十六条及び第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九条第一項及び第四十一条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知
2 法第二百七十五条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項第一号	住所	住所(海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称)
第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
第十五条第四項	若しくは管理人、総代又は代理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人)が押印しなれば	又は管理人)が押印し、又は指印しなれば
第十八条第一項	処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。)	処分
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五条第三項において準用する第一項
正本又は異議申立書若しくは異議申立録取	正本	

	<p>とき、又は代理人によつて審査請求をするとき</p> <p>若しくは管理人、総代又は代理人</p>	<p>又は管理人</p> <p>）が押印し、又は指印しなければ</p>
第十五条第四項	<p>、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ</p>	
第三十四条第二項	<p>処分庁の上級行政庁である審査庁</p>	<p>再審査庁</p>
第三十四条第六項	<p>第二項から第四項まで</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第三項において準用する第二項</p>
第三十七条第一項	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者</p>	<p>相続人</p>
第三十七条第三項から第五項まで	<p>相続人その他の者</p>	<p>相続人</p>
第四十条第五項	<p>場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは</p>	<p>場合には</p>
第四十二条第一項	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する</p>	<p>に送達する</p>
第四十二条第四項	<p>参加人及び処分庁</p>	<p>処分庁</p>

（管区海上保安本部長に対する事実の申告に関する読替え）

第二十条 （略）

2 法第二百七十七条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	行為

第十八条第一項及び第十九条	処分庁	海上保安留置業務管理者
第十八条第一項	審査庁でない行政庁を審査庁	申告先でない行政庁を申告先
第十八条第一項及び第四項	審査庁に	申告先である行政庁に
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第三項において準用する第一項
第二十一条、第三十六条及び第四十一条第一項	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	正本
第二十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九条第一項及び第四十一条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知
第四十一条第二項	審査庁は、再審査請求	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項の規定による申告
	裁決を	同法第二百七十七条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を
	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
	再審査庁及び再審査請求期間	申告先及び申告期間

(海上保安庁長官に対する事実の申告に関する読替え)

第二十二條 (略)

2 法第二百七十八条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条、第三十六条及び第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九条第一項及び第四十一条	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二

第一項

百七十八条第三項において準用する同法第六十四条
第一項又は第二項の規定による通知

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

（審査の申請）

第一百五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 十六 （略）

2 （略）

（再審査の申請）

第一百六十二条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 （略）

（審査の申請）

第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一 十 （略）

2・3 （略）

（再審査の申請）

第二百三十条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3 （略）

（審査の申請）

第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、その海上保安留置施設

の所在地（当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地）を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇九（略）

2・3（略）

（再審査の申請）

第二百七十六条 審査の申請の裁決に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

2・3（略）

（労役場留置者の処遇）

第二百八十八条 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

（被監置者の処遇）

第二百八十九条 監置場に留置されている者（以下「監置場留置者」という。）の処遇については、前編第二章（第四十一条第二項並びに第十一節第二款第六目及び第三款第六目を除く。）中の各種被収容者に関する規定を準用する。

2〇7（略）

○ 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）（抄）

（地方委員会の委員の数の上限）

第六条 法第十七条の政令で定める人数は、十五人とする。

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

（審査請求書の提出）

第九十三条 刑事施設に收容され、若しくは労役場に留置されている者又は少年院に收容されている者の審査請求は、審査請求書を当該刑事施設（労役場に留置されている場合には、当該労役場が附置された刑事施設。以下この条において同じ。）の長又は少年院の長に提出してすることができる。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書を審査会及び地方委員会に送付しなければならない。

3 (略)

○ 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）（抄）

（審査請求）

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については更生保護法第九十三条から第九十五条までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては同法第九十六条の規定を準用する。この場合において、同法第九十三条第一項中「少年院に」とあるのは「少年院若しくは婦人補導院に」と、同条中「又は少年院の長」とあるのは「少年院の長又は婦人補導院の長」と、同法第九十五条中「六十日」とあるのは「三十日」と読み替えるものとする。

第五章 外務省関係

○ 外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）（抄）

目次

第一章 特命全権大使の任免に係る外務大臣の申出に関する手続（第一条）

第一章の二 内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議の手続（第一条の二）

第一章の三 外務省研修所（第一条の三）

第二章 勤務条件に関する行政措置の要求に関する審査の手続（第一条の四―第八条）

第三章 懲戒処分についての不服申立てに関する審査の手続（第九条―第二十三条）

附則

第三章 懲戒処分についての不服申立てに関する審査の手続

（不服申立書）

第九条 法第十九条第一項の懲戒処分についての不服申立ては、不服申立書正副各一通を外務大臣に提出してしなければならない。

2 前項の不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、不服申立人が署名押印しなければならない。

一 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所並びに現にその者が外務職員である場合には、その官職及び勤務場所

二 処分を受けた当時における官職及び勤務場所

三 処分者（処分を行なった者をいう。ただし、その者が官職を去つた場合には、現にその官職にある者をいう。以下同じ。）の官職及び氏名

四 処分の年月日及び処分説明書を受領した年月日

五 不服申立ての趣旨及び理由

六 口頭審理を請求する場合には、その旨

七 不服申立ての年月日

（補正）

第十条 外務大臣は、不服申立てが不適法であつて補正することができるものときは、十日以上の期間を定めて、その補正を命ずることができ。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

（代理人及び代理人）

第十一条 （略）

2 （略）

3 不服申立人及び処分者（以下「当事者」という。）は、審議会の調査に関し必要があるときは、審議会の承認を得て、その者を代理する代理人を選任し、及びこれを解任することができる。

4 代理人は、当事者のために不服申立てに係る事案の調査に関し必要な行為をすることができる。但し、不服申立人の代理人は、不服申立ての全部又は一部を取り下げることはできない。

5・6 (略)

(審議会の調査)

第十四条 審議会は、不服申立てに係る事案がその調査に付された場合には、当事者、代理人、証人及び鑑定人の陳述の聴取、関係資料の検討等を行い、外務大臣がその事案について公正妥当な判定を行うことができるように、その事案の調査をしなければならない。

2 (略)

(調査の方法)

第十五条 審議会の調査は、不服申立人による口頭審理の請求があつた場合を除く外、書面審理によつて行う。但し、審議会は、必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

2 審議会は、二以上の不服申立てが、同一の不服申立人からなされたものである場合又は同一の事件若しくは相関連する事件に関して同一の処分者により行われた処分に係る場合には、不服申立人の請求により、又は職権で、これらの不服申立てに係る事案をあわせて調査することができる。

3 (略)

(調書)

第十九条 審議会は、事案の調査を終了したときは、すみやかに、調査に関する調書を作成し、これを外務大臣に提出しなければならない。

2 前項の調書には、不服申立てに係る処分を承認すべきであるか、どのように修正すべきであるか、又は取り消すべきであるかの意見を付さなければならぬ。但し、処分者のした処分よりも不服申立人にとつて不利益となるような意見を付することはできない。

3 (略)

(決定又は裁決)

第二十条 外務大臣は、不服申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、決定又は裁決で、当該不服申立てを却下する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、不服申立人が第十条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下することができない。

2 外務大臣は、前条の規定により審議会から調書が提出されたときは、これに基づいて、決定又は裁決で、当該不服申立てを棄却し、又は当該不服申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは修正する。

3 外務大臣は、前項の規定による決定又は裁決をしたときは、すみやかに、決定書又は裁決書を当事者に送付しなければならない。(不服申立ての取下げ及び処分の取消し又は修正)

第二十一条 不服申立人は、不服申立てに係る事案に関する外務大臣の決定又は裁決があるまでは、審議会の承認を得て、不服申立ての全部

又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立てが審議会の調査に付されている場合において、処分者が当該不服申立てに係る処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、不服申立人にその旨を通知しなければならない。

3 不服申立人は、前項の通知を受領した場合には、調査中の不服申立てを継続するか、又は取り下げかをすみやかに外務大臣に申し出なければならない。

(委任規定)

第二十三条 本章に定めるものを除く外、懲戒処分に関する不服申立てに係る事案の調査の手續に関し必要な事項は、審議会が定める。

第六章 財務省関係

○ 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）（抄）

(申告等)

第一条の二 法第二条第一項第一号に規定する政令で定める行為は、租税（前条に規定する租税を除く。）に関する法令又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為とする。

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項（納期限の延長）の規定、法第十一条（関税の徴収）の規定及び特例申告貨物についての法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手續における専門委員への意見の求め）及び第六十九条の十九（輸入してはならない貨物に係る認定手續における専門委員への意見の求め）の規定に基づく税関長の権限（専門委員の委嘱に係るものに限る。）については、税関長が自ら行うことを妨げな

い。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限（次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。） 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ（略）

ロ 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中異議申立てに係る規定

二（略）

2 5（略）

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）

（審査会の委員及び関係人に対する旅費）

第二十九条の二（略）

2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条の規定により事実の陳述又は鑑定を求められた参考人に対する旅費は、前項の規定により公益を代表する委員に支給する旅費の額の範囲内において、連合会が支給する。

○ 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（抄）

（国税審判官の資格）

第三十一条 国税審判官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 三（略）

（審査請求書の添附書類）

第三十二条 国税に関する法律に基づく処分について審査請求をしようとする者は、法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項）に規定する審査請求書に、同条第一項第三号の趣旨及び理由を計数的に説明する資料を添附するように努めなければならない。

（担当審判官の通知）

第三十三条 国税不服審判所長は、法第九十四条（担当審判官等の指定）の規定により担当審判官を指定したときは、遅滞なく、審査請求人
にその氏名及び所屬を通知しなければならない。担当審判官を変更したときも、また同様とする。

（審査請求人の特殊関係者の範囲）

第三十四条 法第九十七条第四項（審理のための質問、検査等）に規定する審査請求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものは、次に掲
げる者とする。

一（略）

（議決）

第三十五条 法第九十八条第三項（裁決）の担当審判官及び参加審判官の議決は、これらの者の過半数の意見による。

第三十六条 削除

（不服申立てがされた場合における差押えの解除命令等）

第三十七条 異議審理庁（法第八十一条第二項（異議申立書の補正）に規定する異議審理庁をいい、異議申立てに係る国税について法第五
条第四項（不服申立てに係る国税の徴収の猶予等）に規定する徴収の所轄庁であるものを除く。次項において同じ。）又は国税不服審判所
長は、法第五十条第三項又は第五項の規定により、不服申立人が相当の担保を提供してその不服申立ての目的となつた処分に係る国税につ
き、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めたときは、当該国税に係る同条第
四項に規定する徴収の所轄庁にその差押えをしないこと又は既にされている差押えを解除することを命じ、又は求めなければならない。

2 異議審理庁又は国税不服審判所長は、法第五十条第二項若しくは第三項の規定による命令をしたとき、又は同条第四項若しくは第五項の
規定による求めをしたときは、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

（権限の委任等）

第三十八条 法及びこの政令に規定する国税不服審判所長の権限のうち次に掲げるものは、首席国税審判官に委任する。

一 法第十一条（災害等による期限の延長）、法第十三条第二項（相続人に対する書類の送達の特例）、法第九十一条第一項（補正）、法
第九十三条第一項及び第六項（答弁書の提出等）、法第九十四条（担当審判官等の指定）、法第九十三条（証拠書類等の返還）、法第四
条第一項及び第二項（併合審理等）（同条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十条第四項及び第五項（不服申立てと国税の
徴収との関係）、同条第七項において準用する法第四十九条第一項（納税の猶予の取消し）、法第六十条第四項（不服申立人の地位の承
継）、法第八十条第二項（総代）並びに法第九十条第一項及び第二項（参加人）に規定する権限

二（略）

2 国税不服審判所長が、審査請求に係る事件について法第九十九条第一項（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）の規定が

適用されると見込まれる等のため、国税不服審判所の支部に所属しない国税審判官をその担当審判官とすることが適当であると認めて、その旨を前項の首席国税審判官に通知したときは、その時以後における当該事件に係る同項の権限は、同項の規定にかかわらず、国税不服審判所長が行う。この場合においては、国税不服審判所長は、遅滞なく、審査請求人、参加人及び法第九十三条第一項に規定する原処分庁にその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定は、国税不服審判所の支部に所属しない国税審判官又は国税副審判官を参加審判官とすることにつき、国税不服審判所長が法第九十四条に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

(納税証明書の交付手数料)

第四十二条 法第二百三十三条第二項(納税証明書の交付等)の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項の証明書一枚ごとに四百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百三十三条第一項の請求をする場合にあつては、三百七十円)とする。この場合において、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項第三号から第六号までの各号に掲げる事項ごとに一枚の証明書であるものとし、なお、その証明書が二以上の年度に係る国税に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。

2 前項の手数料は、収入印紙を前条第四項の請求書にはつて、納めなければならない。ただし、国税局又は税務署の事務所において前項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報で公示した場合には、当該事務所において現金をもつて納めることができる。

3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百三十三条第一項の請求をするときは、第一項の手数料は、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める方法により、現金をもつて納めることができる。

4 (略)

○ 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) (抄)

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第三十四条の六 (略)

2 (略)

3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4～6 (略)

（再調査の請求書の記載事項等）

第八十一条 再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 再調査の請求に係る処分の内容

二 再調査の請求に係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）

三 再調査の請求の趣旨及び理由

四 再調査の請求の年月日

2 前項の書面（以下「再調査の請求書」という。）には、同項に規定する事項のほか、第七十七条第一項又は第三項（不服申立期間）に規定する期間の経過後に再調査の請求をする場合においては、同条第一項ただし書又は第三項ただし書に規定する正当な理由を記載しなければならない。

3 再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長（以下「再調査審理庁」という。）は、再調査の請求書が前二項又は第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

4・5 (略)

（審査請求書の記載事項等）

第八十七条 審査請求は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一・二 (略)

三 審査請求の趣旨及び理由

四 (略)

2・3 (略)

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求を第九十二条（審理手続を経ないでする却下裁決）の規定により却下する場合を除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長（第七十五条第二項（第一号に係る部分に限る。））（国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求）に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。）から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書を原処分庁に送付するものとする。

2 (略)

3 国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。
(反論書等の提出)

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第三項（答弁書の送付）の規定により送付された答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ロ（審理手続の終結）において「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ハにおいて「参加人意見書」という。）を提出することができる。この場合において、担当審判官が、参加人意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 担当審判官は、審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び原処分庁に、それぞれ送付しなければならない。
(審理手続の計画的遂行)

第九十七条の二 (略)

2 担当審判官は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、担当審判官及び審理関係人が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 (略)

(審理関係人による物件の閲覧等)

第九十七条の三 審理関係人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第九十六条第一項若しくは第二項（証拠書類等の提出）又は第九十七条第一項第二号（審理のための質問、検査等）の規定により提出された書類その他の物件の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を財務省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該書類の写し若しくは当該

電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 (略)

(併合審理等)

第四百四条 再調査審理庁又は国税不服審判所長若しくは国税庁長官（以下「国税不服審判所長等」という。）は、必要があると認める場合には、数個の不服申立てに係る審理手続を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る審理手続を分離することができる。

2・4 (略)

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第五百五条 (略)

2 (略)

3 再調査審理庁又は国税庁長官は、再調査の請求人等が、担保を提供して、不服申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4・8 (略)

(代理人)

第七百七条 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 前項の代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

3 代理人の権限の行使に関し必要な事項は、政令で定める。

(参加人)

第九百九条 利害関係人（不服申立人以外の者であつて不服申立てに係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。次項において同じ。）は、国税不服審判所長等の許可を得て、当該不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該不服申立てに参加することを求めることができる。

3 第七十七条（代理人）の規定は、参加人（前二項の規定により当該不服申立てに参加する者をいう。）の不服申立てへの参加について準用する。

（誤った教示をした場合の救済）

第一百二十二条（略）

2（略）

3 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、誤つて審査請求をすることができる旨を教示しなかつた場合において、税務署長、国税局長又は税関長に対して再調査の請求がされた場合であつて、再調査の請求人から申立てがあつたときは、当該税務署長、国税局長又は税関長は、速やかに、再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付しなければならない。

4・5（略）

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）

（種類）

第十一条 保護の種類は、次のとおりとする。

一 生活扶助

二 教育扶助

三 住宅扶助

四 医療扶助

五 介護扶助

六 出産扶助

七 生業扶助

八 葬祭扶助

2（略）

○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）

（国、地方公共団体等の役務の提供から除外されるものの範囲等）

第十二条（略）

2 法別表第一第五号ロに規定する政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国又は地方公共団体の委託又は指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料その他の料金の徴収が法令に基づくもの

イ〜ハ（略）

二 異議申立て、審査請求その他これらに類するものの処理

二〜四（略）

第七章 文部科学省関係

○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）

（委員及び関係人に対する旅費）

第三十二条（略）

2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条の規定により事実の陳述又は鑑定を求められた参考人に対する旅費は、前項の規定により委員に対して支給する旅費の額の範囲内において、事業団が定める。

第八章 厚生労働省関係

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

第四十四条の七 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）

（市町村等に対する通知）

第四十九条 法第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条の四 法第十六条の二第六項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（抄）

（審査請求の特例）

第十六条の二 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣

に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は前項の裁決（隔離の期間が三十日を超える者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

5 （略）

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）（抄）

（国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求への適用）

第一条の二 国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求について法第三条、第四条及び第九条の規定を適用する場合においては、法第三条第二号中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」と、法第四条第一項中「若しくは加入員」とあるのは「加入員若しくは会員（国民年金基金連合会に係るものに限る。以下同じ。）」と、同条第二項中「若しくは加入員」とあるのは「加入員若しくは会員」と、法第九条第一項中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」とする。

第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。）、「標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）又は保険給付（国民年金の給付並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別加算金をいう。）を含む。以下同じ。）、年金たる給付若しくは一時金たる給付（以下「保険給付等」という。）に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 被保険者若しくは被保険者であった者、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（以下「坑内員」という。）若しくは坑内員であった者若しくは同法第十八条第一項に規定する坑外員（以下「坑外員」という。）若しくは

坑外員であつた者、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は同法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者（確認又は裁定を受けようとする者を含むものとし、以下単に「被保険者等」という。）の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証、日雇特例被保険者手帳若しくは日雇特例被保険者に関する台帳、坑内員若しくは坑内員であつた者若しくは坑外員若しくは坑外員であつた者に関する原簿若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）（障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢福祉年金に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、国民年金証書の記号及び番号）

一の二（略）

二 被保険者等の死亡に係る保険給付等に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、保険給付等を受けるべき者（保険給付等を受けようとする者を含む。）の氏名、住所、生年月日及びその死亡者との関係

三〇七（略）

八 審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、審査請求人又は再審査請求人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

九 代理人によつて審査請求又は再審査請求をする場合においては、代理人の氏名及び住所

十 原処分をした保険者の教示の有無及びその内容

2 文書で保険料、掛金その他の徴収金の賦課若しくは徴収又は滞納の処分に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に左の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

二（略）

三 前項第四号から第九号までに掲げる事項

四（略）

3（略）

（手続の併合又は分離）

第六条の二 審査官又は審査会は、法第十条の二（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求又は再審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人又は再審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は当事者による旨を通知しなければならない。

（審理のための処分）

第七条 法第十一条第一項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 （略）

3 文書で前二項の申立てをするときは、申立書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 （略）

三 法第十一条第一項第一号又は第四十条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人若しくは当事者又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第十一条第一項第二号又は第四十条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示及びその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

五・七 （略）

八 申立人の氏名又は名称及び住所

4 （略）

（文書その他の物件の提出）

第八条 法第十一条第一項又は第四十条第一項の規定により審理のための処分の申立てをすることができる者は、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

（手続の受継）

第九条 法第十二条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により審査請求又は再審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、左の各号に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 事件の表示

二 受継の理由

三 受継の年月日

四 承継人の氏名及び住所

2・3 （略）

(決定書及び裁決書の方式)

第十条 法第十四条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の氏名又は名称及び住所

二・三 (略)

四 決定の正文

五 決定の理由

六 決定の年月日

2 法第四十三条第一項の裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所

二・三 (略)

四 前項第四号から第六号までに掲げる事項

(決定及び裁決の更正)

第十一条 (略)

2 文書で前項の申立てをするとき、申立書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事件の表示

二 申立ての趣旨及び理由

三 申立ての年月日

四 申立人の氏名又は名称及び住所

3・4 (略)

(調書)

第十三条 (略)

2 調書は、審査会の庶務を処理する厚生労働省保険局総務課の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査長又は審査員がこれに署名押印しなければならない。

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)(抄)

(設置)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十九条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第三百八十八条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号) 第九十条(同条第二項及び第六項を除く。以下同じ。)、及び石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百十五号) 第三十三条第一項、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号) 第一百一条(同法第三百三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。)、並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号。以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)、第八条(年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)、の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局(地方厚生支局を含む。以下同じ。))に社会保険審査官(以下「審査官」という。))を置く。

2 (略)

(管轄審査官)

第三条 (略)

一・二 (略)

三 厚生労働大臣がした処分(次号に規定する処分を除く。))に対する審査請求があつては、審査請求人が当該処分につき理由 した地方厚生局又は機構の事務所(従たる事務所を経由した場合にあつては、その従たる事務所(年金事務所を経由した場合)にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所))若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済 組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

四 (略)

2 (略)

(審査請求期間)

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付(国民年金法による給付並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金(厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。))及び給付遅延特別加算金を含む。)、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定による徴収金(給付遅延特別加算金に係るものに限る。))に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(保険者に対する通知等)

第九条 審査官は、審査請求がされたときは、第六条又は第七条第二項本文の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(手続の併合又は分離)

第十条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求の手続を分離することができる。

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。
- 三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に係る事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2 6 (略)

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十一条の二 (略)

2 審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話をすることができする方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 (略)

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十一条の三 審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十条の三第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 (略)

(手続の受継)

第十二条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

(審査請求の取下げ)

第十二条の二 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、次に掲げる事項を記載し、決定をした審査官が記名押印した決定書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の主張の要旨

四 理由

2 (略)

(再審査請求期間等)

第三十二条 健康保険法第百八十九条第一項、船員保険法第百三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二月を経過したときは、することができない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。

3 第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、前二項の期間について準用する。

4・5 (略)

(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が記名押印した裁決書によりしなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が記名押印することができないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その事由を付記して記名押印しなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者の主張の要旨

四 理由

(準用規定)

第四十四条 第三条の二、第五条の二から第七条まで、第九条の二、第十条の二、第十条の三、第十一条の二から第十三条まで、第十五条、第十六条の二及び第十七条の規定は、再審査請求又は審査請求の手續に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に準用する。この場合において、これらの規定（第十条の二、第十五条第三項及び第十七条の二を除く。）中「審査請求」とあるのは「再審査請求又は審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は略)

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）

(脱退一時金に関する処分の審査請求に関する技術的読替え)

第十三条 法附則第二十九条第八項において法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十一条の二	第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び再審査請求	附則第二十九条第六項の審査請求
	、第二節 除く。）及び第五節	及び第二節 除く。)
第九十一条の三	第九十条第一項又は第九十一条第一項 再審査請求又は審査請求	附則第二十九条第六項 審査請求

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（審査請求及び再審査請求）

第九十条 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第二十八条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。

2～6 （略）

第九十一条 厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

2～4 （略）

（行政不服審査法の適用関係）

第九十一条の二 第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び第九十条第一項の再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。

（審査請求と訴訟との関係）

第九十一条の三 第九十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

附 則

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第二十九条 (略)

25 (略)

6 厚生労働大臣による脱退一時金に関する処分に関する者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

7 第九十条第二項各号に掲げる者による脱退一時金に関する処分に関する者は、当該各号に定める者に対して審査請求をすることができる。

8 第九十条第四項及び第五項、第九十一条の二並びに第九十一条の三の規定は、前二項の審査請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 (略)

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令(昭和三十一年政令第二百四十八号) (抄)

(審査請求の経由)

第三条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十八条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

2 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十九条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。

(審査請求の方式等)

第四条 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載し、審査請求人(審査請求人が法人であるときは、代表者)又は代理人が記名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名及び住所(審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所)

二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所

三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 九 (略)

255 (略)

(手続の併合又は分離)

第十条 審査官は、法第十四条の二の規定により、審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

(文書その他の物件の提出)

第十二条 審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定が行われるまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

(審理のための処分の申立て)

第十三条 法第十五条第一項の規定による審理のための処分の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十五条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第十五条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

五・六 (略)

七 法第十五条第一項第五号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所
八 (略)

九 申立人の氏名又は名称及び住所

355 (略)

(費用の弁償)

第十四条 法第十五条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

3 法第十五条第一項第三号の鑑定人に対しては、第一項に規定するもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、鑑定料を支給する。

4 法第十五条第一項の規定による処分により、エックス線写真の作成に要する費用その他の特別の費用を負担した者に対しては、厚生労働

省令で定めるところにより、実費に相当する金額を支給する。

(手続の受継)

第十五条 法第十七条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 三 (略)

四 承継人の氏名及び住所

2 4 (略)

(決定書の方式)

第十七条 法第十九条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が署名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所

二 (略)

三 審査請求人が原処分を受けた者以外のものであるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 主文

六 理由

七 決定の年月日

(決定の更正)

第十八条 法第二十二条において準用する民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五十七条第一項の規定による決定の更正の申立ては、文書又は口頭ですることができる。

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所

3 5 (略)

(審査及び仲裁の手続)

第二十条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十六条第一項の審査又は仲裁の申立ては、同法第八十五条第一項又は第二項の審査又は仲裁をした労働基準監督署長の管轄区域を管轄する都道府県労働局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2 前項の申立ては、申立人の住所を管轄する労働基準監督署長又は労働基準法第八十五条第一項若しくは第二項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

3 6 (略)

(再審査請求の方式等)

第二十四条 再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 再審査請求人の氏名及び住所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

二 8 (略)

2 3 (略)

(参加の申立て)

第二十六条 法第四十一条第一項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない。

一 3 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所

2 (略)

(裁決書の方式)

第三十二条 法第五十条において準用する法第十九条第一項の裁決書には、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査長及び合議に参与した審査員が署名押印しなければならない。審査長又は合議に参与した審査員が署名押印することができないときは、合議に参与した審査員又は審査長が、その理由を付記して署名押印しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所

二 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 (略)

四 法第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 主文

六 理由

七 裁決の年月日

(準用規定)

第三十三条 第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十五条(第二項を除く。)、第十五条の二、第十六条、第十七条の二及び第十八条(第四項を除く。)の規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。

2 (略)

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号) (抄)

(審査請求期間)

第八条 審査請求は、審査請求人が原処分であつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 (略)

(関係者に対する通知等)

第十三条 審査官は、審査請求がされたときは、第十条又は第十一条第二項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 (略)

(手續の併合又は分離)

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求の手續を分離することができ。

(文書その他の物件の提出)

第十四条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者(原処分をした行政庁を除く。)は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3 (略)

(審理のための処分)

第十五条 審査官は、審理を行うため必要限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十八条第一項の規定による審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 5 6 (略)

(特定審査請求手続の計画的遂行)

第十六条の二 (略)

2 審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、政令で定めるところにより、審査官及び審査請求人又は同項の規定により通知を受けた者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3 (略)

(審査請求人等による文書その他の物件の閲覧等)

第十六条の三 審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定があるまでの間、審査官に対し、第十四条の三第一項若しくは第二項又は第十五条第一項の規定により提出された文書その他の物件の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあつては、記録された事項を厚生労働省令で定めるところにより表示したものの閲覧)又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2・3 (略)

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 (略)

(手続の受継)

第十七条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

(決定の方式)

第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2 (略)

(決定の効力発生)

第二十条 (略)

2 (略)

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 (略)

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第三十六条 厚生労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各六人を、雇用保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各二人を、それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

(審理のための処分等)

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、相当の期間を定めて、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に囑託すること。

六 労働者災害補償保険法第三十八条の規定による再審査請求の場合において、同法第四十七条の二に規定する者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

27 (略)

(準用規定)

第五十条 第七条の二、第九条の二から第十一条まで、第十三条の二、第十四条から第十四条の三まで、第十六条の二から第十七条まで、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二條の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、これらの規定(第二十二條の二を除く。)中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は略)

○ 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号) (抄)

(審査請求書の記載事項等)

第三十条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。以下第三十七条第一項において同じ。)に係る審査請求においては、次の各号に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

一 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号

二 保険給付を受けるべき者が被保険者以外のものであるときは、その氏名、住所、生年月日及び被保険者との関係(保険者等に対する通知)

第三十五条 法第百条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。

(裁決書の記載事項)

第三十七条 保険給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 二 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号
- 三 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所及び被保険者との関係
- 四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所（略）
- 五 裁決の正文
- 六 裁決の理由
- 七 裁決の年月日
- 八 保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
 - 二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所（略）
 - 三 裁決の正文
 - 四 裁決の理由
 - 五 裁決の年月日

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）

（脱退一時金に関する処分の審査請求に関する技術的読替え）

第十四条の四 法附則第九条の三の二第六項の規定により法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百一条第五項	第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求	附則第九条の三の二第五項の審査請求
---------	-------------------------	-------------------

第百一条の二	、第二節	及び第二節
	除く。）及び第五節	除く。）
前条第一項	附則第九条の三の二第五項	
再審査請求	審査請求	

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）（抄）

（不服申立て）

第百一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分（不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。ただし、第十四条の四第一項又は第二項の規定による決定については、この限りでない。）

2 審査請求をした日から二月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものと同みなすことができる。

3 第一項の審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく給付に関する処分の不服の理由とすることができない。

5 第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は、適用しない。

6 共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分（不服がある者は、当該共済組合等に係る共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該共済各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。）

7 前項の規定による共済組合等が行った障害の程度の診査に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく障害基礎年金に関する処分についての不服の理由とすることができない。

（審査請求と訴訟との関係）

第百一条の二 前条第一項に規定する処分（被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分（共済組合等が行った障害基礎年金に係る障

害の程度の診査に関する処分を除く。)に限る。)の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

附 則

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 (略)

2と4 (略)

5 脱退一時金に関する処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

6 第一条第三項から第五項まで及び第一条の二の規定は、前項の審査請求について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7・8 (略)

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令(昭和四十年政令第二百七十号)(抄)

(都道府県に交付する事務費の額)

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

一と三 (略)

四 法第二十九条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する処分についての審査請求(指定都市の長の行った特別児童扶養手当の支給に関する処分についてのものに限る。)、異議申立て又は再審査請求に対する裁決又は決定をするために行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)第二十七条の規定(同法第四十八条及び第五十六条において準用する場合を含む。)により当該都道府県知事が当該年度において陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（審査請求書の記載事項等）

第四十七条 法第八十三條第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 （略）

（保険者等に対する通知）

第四十九条 法第九十三條の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七條第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。

（裁決書の記載事項）

第五十条 法第八十三條第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係
- 四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所
- 五 （略）
- 六 裁決の正文
- 七 裁決の理由
- 八 裁決の年月日

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）

（審査請求書の記載事項等）

第四十七条 法第八十三條第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号

二 (略)

(保険者等に対する通知)

第四十九条 法第九十三條の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。

(決裁書の記載事項)

第五十条 法第八十三條第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所所在地

二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号

三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係

四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所

五 (略)

六 裁決の正文

七 裁決の理由

八 裁決の年月日

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）

(技術的読替え)

第七条 法第二十六條の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十条第一項	前条	第二十六條において読み替えて準用する前条

第二十一条	前二条	第二十六条において読み替えて準用する前二条
第二十二条第一項及び第二項	第十九条又は第二十条	第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条
第二十二条第三項	第十九条若しくは第二十条	第二十六条において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条
第二十二条の二	第十七条から第二十一条まで	第十七条、第十八条及び第二十六条において読み替えて準用する第十九条から第二十一条まで
第二十三条	第十九条第一項及び第二十条第一項	第二十六条において読み替えて準用する第十九条第一項及び第二十条第一項
	第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項 同条第四項	第二十六条において読み替えて準用する第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第二項及び第三項 第二十六条において読み替えて準用する第二十条第四項
第二十四条の二第一項	第十九条若しくは第二十条	第二十六条において読み替えて準用する第十九条若しくは第二十条
第二十五条第一項及び第三項	第二十条第二項若しくは第三項	第二十六条において読み替えて準用する第二十条第二項若しくは第三項
	同条第二項又は第三項	第二十六条において読み替えて準用する第二十条第二項又は第三項
第二十五条第四項	第二十条第二項若しくは第三項	第二十六条において読み替えて準用する第二十条第二項若しくは第三項

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（抄）

（入院）

第十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

4 (略)

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6・7 (略)

(審査請求の特例)

第二十五条 (略)

256 (略)

7 第十九条第三項又は第五項の規定による入院の措置に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第四節の規定は、適用しない。

(準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と、第二十二条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したこと又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか、若しくは当該感染症の症状が消失したかどうか、又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（抄）

（社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規定の適用）

第九条 法第十七条の規定により国民年金法に基づく処分とみなされた厚生労働大臣のした特別障害給付金の支給に関する処分について、同法第一百条及び社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する場合には、同条第一項中「給付」とあるのは「給付（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）の規定による特別障害給付金を含む。）」と、同法第一条第一項中「第三十八条において準用する場合」とあるのは「第三十八条において準用する場合及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合」と、同法第三条第三号中「処分」とあるのは「処分（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金（以下「特別障害給付金」という。）の支給に関する処分を含み。）」と、同法第四条第一項中「による給付」とあるのは「による給付及び特別障害給付金」と、同法第九条第一項中「事務を行う」とあるのは「事務を行い、若しくは特別障害給付金の支給に関する処分をした」とする。

2 前項の場合においては、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）第二条第一項中「国民年金の給付」とあるのは「国民年金の給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金（以下「特別障害給付金」という。）」と、同項第一号中「又は同法第一条」とあるのは「同法第一条」と、「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であった者（確認又は裁定」とあるのは「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は特別障害給付金の支給を受けている者若しくは受けていた者（確認、裁定又は認定」と、同項第三号中「事務を行う」とあるのは「事務を行い、又は特別障害給付金の支給に関する処分をした」とする。

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）（抄）

（支給要件）

第十七条 厚生労働大臣のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百条及び第一百条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）

第八十三条（略）

2・3（略）

4 平成二十五年改正法附則第四百一条第六項の規定により同条第五項において準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第三項並びに第九十一条第一項の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う社会保険審査会又は社会保険審査会について平成二十五年改正法附則第二百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号、平成二十五年改正法附則第二百二十二条第四項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三十二条第五項及び整備政令附則第五条の規定により読み替えられた整備政令第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）第二条第一項第三号の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>平成二十五年改正法附則第二百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号</p>	<p>厚生年金保険法</p>	<p>厚生年金保険法の規定及び平成二十五年改正法附則第四百一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

第九章 農林水産省関係

○ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（抄）

(土地改良事業の遂行のための基礎的な要件)

第三条 法第八条第四項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(換地計画を定めるに当たり意見をきかなければならない者の資格)

第四十八条の四 法第五十二条第四項の政令で定める資格を有する者は、農用地の集団化に関する事業に係る知識及び実務について農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行なう試験に合格した者とする。

(市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金)

第七十二条の四 法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条の二第一項の規定により市町村が徴収する特別徴収金の額は、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から法第九十六条の四第一項において準用する法第三十六条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額とする。

(損失補償の裁決申請手続)

第七十四条 法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、農林水産省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積り及びその内訳
- 五 協議の経過

○ 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) (抄)

(異議の申出)

第九条 当該土地改良事業に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、当該土地改良事業に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者(以下「利害関係人」という。)は、前条第六項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出

ることができる。

25 (略)

(土地改良事業計画の変更等)

第四十八条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

28 (略)

9 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条並びに第十条第一項及び第五項の規定(土地改良事業計画の変更(第三項に規定するものに限る。))をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあっては、これらの規定のほか、第五条第三項、第六項及び第七項の規定)を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「含んだ土地を、新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域又は新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と読み替えるものとする。

1012 (略)

(異議の申出)

第五十二条の三 換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八条第六項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、前条第四項において準用する第八条第六項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 (略)

(換地計画の変更)

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 換地計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、第五十二条第四項から第九項まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までの規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第五十二条の三中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。

(土地改良事業の開始)

第九十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)若しく

は農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の場合には、第五条第三項、第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五項の規定を準用する。

4・5 (略)

(土地改良事業の変更等)

第九十五条の二 前条第一項の規定により土地改良事業を行う者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、) 必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条、第十条第一項及び第五項並びに第四十八条第四項、第六項及び第十項から第十二項までの規定(前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項の規定)を準用する。この場合において、第八条第一項、第四項第二号及び第六項中「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者を除く。」と読み替えるものとする。

(土地改良区に関する規定の準用)

第九十六条 第九十五条第一項の規定により行なう土地改良事業には、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第五項まで、第八項及び第九項、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで並びに第六十三条の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項中「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない」とあるのは、「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに」と、第六十三条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には」とあるのは「その土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二

第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係る場合にあつては、第九十六条において準用する第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過した場合は」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十八条、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は囑託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したものと、第六十四条中「第百十三条の二第二項」とあるのは「第百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

2 (略)

第九十八条 農業委員会又は関係農業委員会は、前条の規定により交換分合計画を定めたときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、三十日間交換分合計画書を縦覧に供しなければならない。

2 (略)

3 前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、第一項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会にこれを申し出ることができる。

4 (略)

5 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てることができる。

6 12 (略)

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)

第九十九条 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 5 6 (略)

7 前項の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、第五項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

8 5 13 (略)

(農業協同組合等の交換分合計画の決定手続)

第一百条 農業協同組合、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構（政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。）は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決（総会を置かない農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定）を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農用地について第九十七条第一項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の場合には、前条第三項から第十三項までの規定を準用する。

(市町村の交換分合計画の決定手続)

第一百条の二 第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行なう場合において、その土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を含む一定の農用地に関し交換分合を行なうことが、その土地改良事業の効率的な施行及びその地域内の土地につき耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、その市町村は、都道府県知事の認可を

受けて、その一定の農用地につき交換分合計画を定めることができる。

2 前項の場合には、第九十九条第二項から第十三項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項において準用する第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、第九十九条第二項において準用する第五十二条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と読み替えるものとする。

(農用地以外の土地等の権利についての交換分合)

第百十一条 第九十七条から第九十九条までの規定は、農用地の集団化に伴つて行ふ農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。

○ 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（抄）

(選挙人名簿)

第五条 法第八十六条の規定により選挙権を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、毎年九月一日現在により同月五日までに海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製のための申請書を当該市町村の選挙管理委員会に提出するものとする。

2 5 4 (略)

5 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十六条（表示の消除）、第十八条（選挙人名簿登録証明書）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）及び第二十二条（選挙人の数の報告）第二項の規定は、選挙人名簿の調製に準用する。この場合において、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「漁業法第八十九条第七項」と、同令第十八条第三項中「、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同条第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に登録されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）」。次項及び第三項並びに第三十一条第二項において同じ。」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録されている者」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項

の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類」とあるのは「選挙人名簿」と、同令第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と読み替えるものとする。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（公職選挙法の準用）

第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百二の二まで並びに第八十条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人が全てない場合の一般選挙）、第一百七十七条（設置選挙）、第二百二十九条、第三百一条第一項及び第二項、第三百二条から第三百七条まで、第三百三十七条の三、第三百三十八条、第四百条の二、第四百一条第一項、第三項及び第四項、第三百六十四条の六、第三百六十六条、第三百七十八条（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。）、第二百六十四条の二（行政手

続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票の時間)、第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表は略)

○ 肥料取締法施行令(昭和二十五年政令第九十八号)(抄)

(異物の混入が認められる普通肥料の種類)

第七条 法第二十五条ただし書(法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める種類の普通肥料は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

○ 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)(抄)

(審査請求)

第三十四条 第六条第一項の規定により都道府県知事の登録を申請した者は、都道府県知事がその申請をした日から五十日以内にこれに対するなんらの処分をしないときは、都道府県知事がその申請を却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

2 登録若しくは仮登録の申請に対する処分若しくはその不作為、第十三条の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分若しくはその不作為、第三十一条第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し制限若しくは禁止の処分又は第三十一条の二の規定による命令の処分についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

3 (略)

○ 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（抄）

（予告登録）

第三十一条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 （略）

二 漁業免許について異議申立てがされ、又は訴訟が提起されたとき。

（予告登録の嘱託）

第三十二条 （略）

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第二号の異議申立てがされたときは、職権で、予告登録をしなければならない。

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第二号の異議申立てについて、却下の決定をしたとき又は取下げがあつたときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

○ 家畜取引法施行令（昭和三十二年政令第九号）（抄）

1 家畜取引法第十九条第二項第二号の政令で定める最低基準は、その区域内に開設されている地域家畜市場の最近一年間における一市場当りの家畜取引の平均頭数が開場日一日当り次の各号に掲げる頭数を下らないこととする。

一 牛、馬、めん羊又は山羊のいずれか一が生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類二百五十頭

二 豚が生産される地域内の地域家畜市場については、豚五百頭

三 二以上の種類の家畜が生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類（その地域内において生産される頭数が僅少で農林水産省令で定める基準に達しない家畜の種類を除く。）のすべてにつき、牛、馬、めん羊又は山羊にあつては二百五十頭、豚にあつては五百頭

2 前項の一市場当り及び開場日一日当りの平均頭数の算出方法については、農林水産省令で定める。

○ 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（抄）

（審査請求の手続における意見の聴取）

第三十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2・3 （略）

○ 農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）（抄）

（本邦内に住所又は居所を有しない者の事業場等における検査に要する費用の負担）

第四条 法第十一条第五項の政令で定める費用は、同条第四項の検査のため職員が当該検査に係る事業場、店舗又は倉庫の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、その出張をする職員を二人とし、これらの職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四号）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に關し必要な細目は、農林水産省令で定める。

○ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（抄）

（審査請求の処理）

第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が

補正された日) から六十日以内に裁決をし、これを審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により同項の審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号) (抄)

(農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地)

第八条 法第十条第四項の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一〜四 (略)

(読替規定)

第十三条 法第十三条の五の規定により土地改良法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第九十九条第二項	前項	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第十三条の二第三項
第九十九条第三項から第五項まで及び第十一項から第十三項まで	第一項	農振法第十三条の二第三項
第九十九条第六項、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項から第三項まで、第一百四条第一項、第一百七条及び第九十九条	農用地	土地
第一百五条	第一百二条第一項	第一百二条第一項又は農振法第十三条の三第一項前段若しくは第十三条の四第一項

<p>第百六条第二項</p>	<p>消滅する</p>	<p>消滅し、農振法第十三条の三第一項の規定により所有者が取得すべき土地を定めないのでその所有者が失うべき土地を定めた場合には、その失うべき土地について存する同項又は同条第三項に規定する権利は、前項の規定によりその失うべき土地の所有権が移転した時において消滅する</p>
<p>第百十三條 第百十三條、第百十四條第一項、第百十五條、第百十八條第一項、第百二十二條第一項及び第百二十三條第一項</p>	<p>含む。 又はこの法律に基く命令 土地改良事業</p>	<p>含む。 又は農振法第十三条の三第三項 若しくはこの法律に基づく命令又は農振法第十三条の二第五項若しくは第十三条の三第一項 農振法による交換分合</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（農業振興地域整備計画の案の縦覧等）

第十一条 市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、その旨を公告し、当該農業振興地域整備計画の案を、当該農業振興地域整備計画を定めようとする理由を記載した書面を添えて、その公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて縦覧に供しなければならぬ。

2 (略)

3 第一項の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に市町村にこれを申し出ることができる。

4 (略)

5 前項の規定による決定に対して不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てることができる。

6 〽12 (略)

(農業振興地域整備計画の変更)

第十三条 都道府県又は市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、同様とする。

2・3 (略)

4 第八条第四項及び第十一条(第十二項を除く。)の規定は市町村が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第九条第二項及び第十一条第十二項の規定は都道府県が行う第一項の規定による変更(政令で定める軽微な変更を除く。)について、第十二条の規定は同項の規定による変更について準用する。この場合において、同条第二項中「当該農業振興地域整備計画」とあるのは、「当該変更後の農業振興地域整備計画」と読み替えるものとする。

第十三条の五 土地改良法第九十九条(第一項を除く。)、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第九九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百八条(第二項を除く。)並びに第二百一条から第二百二十三条までの規定は、第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和五十一年政令第九十八号)(抄)

(手数料の額)

第九条 法第六十条第一項から第三項までに規定する者が同条第一項から第三項までの規定により納付しなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。

2・3 (略)

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

（審査請求の手續における意見の聴取）

第六十三条 この法律に基づく処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して相当な期間を置いて予告した上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

○ 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）（抄）

（収用委員会に対する裁決の申請手續）

第十三条 法第十二条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。

○ 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（抄）

第十二条 農業振興地域の整備に関する法律第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条（第一項を除く。）、第一百一条第二項、第一百二条から第七七条まで、第八八条第一項及び第二項、第九九条、第一百二条、第一百三十三條、第一百四條第一項、第一百五條、第一百八條（第二項を除く。）並びに第二百一一条から第二十三條までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

- 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（抄）

（収用委員会に対する裁決の申請手続）

- 第二条 法第六条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

- 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）（抄）

- 第六条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の三の規定並びに土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）、第一百一条第二項、第一百二条から第七七条まで、第八十一条第一項及び第二項、第九十一条、第一百二条、第一百三十一条、第一百四十一条第一項、第一百五十一条、第一百六十一条（第二項を除く。）並びに第二百一十一条から第二百三十一条までの規定は、前条第一項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替は、政令で定める。

- 漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令（平成十三年政令第三百七号）（抄）

漁船法第三十三条第一項（同法第四十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

- 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（抄）

(審査請求)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

2～4 (略)

第十章 経済産業省関係

○ 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）（抄）

第二条 削除

(意見の聴取を行わない場合)

第三条 意見の聴取は、審査請求又は異議申立てを却下する場合には、行わない。

(予告及び公告)

第四条 主務大臣（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）第四条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）は、審査請求又は異議申立てがあつたときは、これを却下する場合を除き、意見聴取会の期日及び場所を定め、これを当該審査請求人又は異議申立人に予告し、かつ、事案の内容とともに公告しなければならない。

2 (略)

(意見聴取会)

第五条 意見聴取会は、主務大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

第六条 議長は、必要と認めるときは、関係政府機関の職員及び学識経験のある者その他参考人に意見聴取会へ出席することを求めることができる。

第七条 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、書面をもつて、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

第八条 意見聴取会においては、まず審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に審査請求又は異議申立ての要旨及び理由を陳述させなければならぬ。ただし、これらの者が出席しないときは、議長は、審査請求書又は異議申立書の朗読をもつてその陳述に替えることができる。

第九条 審査請求人若しくは異議申立人、利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において、証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

第十条 議長は、議事を整理するため必要があるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第十一条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次の期日及び場所を定め、これを審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に通知し、かつ、公告しなければならない。

(調書)

第十二条 意見聴取会については、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

第十三条 調書には、次の事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

一 三 (略)

四 審査請求人又は異議申立人及び出席したその代理人の氏名

五 九 (略)

第十四条 審査請求人又は異議申立人及びその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

(事案の記録の送付)

第十五条 議長は、意見聴取会が終了したときは、遅滞なく、当該事案の記録を主務大臣に送付しなければならない。

○ 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

第五十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

- 2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見の聴取の手続について必要な事項は、政令で定める。

○ 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（抄）

（予告登録）

第三十六条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 鉱業権又は租鉱権に関する許可又は認可について、審査請求若しくは異議申立て若しくは鉱業法第三百三十三条の規定による裁定の申請があり、又は訴えが提起されたとき。

二 （略）

第三十七条 経済産業大臣は、前条第一号の異議申立てがあつたときは、職権で予告登録をしなければならない。

- 2 経済産業大臣又は公害等調整委員会は、前条第一号の審査請求又は裁定の申請があつたときは、職権で、命令書又は囑託書に審査請求書又は裁定の申請書を添付して、予告登録を命令し、又は囑託しなければならない。

3 （略）

（予告登録の抹消）

第三十八条 経済産業大臣は、第三十六条第一号の異議申立てについて、その却下の決定をしたとき、その異議申立てを棄却する旨の決定をしたとき、又は異議申立ての取下げがあつたときは、職権で予告登録を抹消しなければならない。

- 2 経済産業大臣又は公害等調整委員会は、第三十六条第一号の審査請求又は裁定の申請について、その却下の裁決若しくは決定をしたとき、その審査請求若しくは申請を棄却する旨の裁決若しくは裁定をしたとき、又は審査請求若しくは申請の取下げがあつたときは、予告登録の抹消を命令し、又は囑託しなければならない。

○ 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（抄）

（予告登録）

第十一条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 特定鉱業権に関する許可又は認可について、異議申立てがあり、又は訴えが提起されたとき。
- 二 登録の原因の無効又は取消しによる登録のまつ消又は回復の訴えが提起されたとき。ただし、登録の原因の無効又は取消しをもつて善意の第三者に対抗することができるときに限る。

2 経済産業大臣は、前項第一号に規定する異議申立てがあつたときは、予告登録をしなければならない。

3 （略）

（予告登録のまつ消）

第十二条 経済産業大臣は、前条第一項第一号に規定する異議申立てについて、その却下の決定をしたとき、その異議申立てを棄却する旨の決定をしたとき、又は異議申立ての取下げがあつたときは、予告登録をまつ消しなければならない。

2 第一審裁判所は、前条第一項各号に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録のまつ消を嘱託しなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項各号に掲げる場合において、登録の原因の無効又は取消しによる登録のまつ消又は回復をしたときは、予告登録をまつ消しなければならない。

（異議申立てが理由がある場合の措置）

第十三条 経済産業大臣は、登録に関し異議申立てがあつた場合において、異議申立てが理由があるとする決定をしたときは、登録のまつ消その他の相当の措置を執らなければならない。

○ 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）（抄）

（法第五十五条の八等の主務大臣）

第四条 法第五十五条の八、第五十六条、第六十七条、第六十八条の二、第六十九条及び第六十九条の四における主務大臣は、法及びこの政

令の他の規定の定めるところにより法の施行に関する事務を所管する大臣とする。

○ 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（抄）

（弁理士又は特許業務法人でない者が作成を業とすることができない書類等）

第八条 法第七十五条の政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一（八）（略）

九 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求に係る審査請求書又は同法による異議申立てに係る異議申立書
十・十一（略）

2（略）

第十一章 国土交通省関係

○ 水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第九十一号）（抄）

第二条（略）

2（略）

3 本条管理者ノ処分ニ不服アル職員ハ都道府県知事ニ審査請求ヲナスコトヲ得

○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（抄）

第一条 船舶安全法第一条乃至第五条、第七条第一項、第七条第二項、第八条、第九条第一項、第二項及第六項、第十条乃至第十條ノ三、第十
一条第一項乃至第三項、第十二条、第十七条乃至第十九条、第二十条乃至第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の七十一乃至

第二十七条、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四第一項及第三項並ニ第二十九条ノ五ノ規定ハ日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ同法第二十九条ノ七各号ノ一二掲グルモノニ之ヲ準用ス

○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第十一条 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請スルコトヲ得

② 前項ノ検査若ハ検定又ハ再検査若ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

③ 再検査又ハ再検定ヲ申請シタル者ハ国土交通大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ關係部分ノ原状ヲ変更スルコトヲ得ズ

④ 第一項ノ検査又ハ検定ニ対シ不服アル者ハ同項及第二項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノミ之ヲ争フコトヲ得

⑤ 登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ノ行フ検定又ハ検査及確認ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ登録検定機関若ハ小型船舶検査機構又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（消防長等の同意を要する住宅）

第四百七条の三 法第九十三条第一項ただし書の政令で定める住宅は、一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の二分の一以上であるもの又は五十平方メートルを超えるものとする。

（権限の委任）

第四百七条の四 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

(許可又は確認に関する消防長等の同意等)

第九十三条 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

2 6 (略)

(不服申立て)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

4 (略)

○ 道路運送車両法施行令(昭和二十六年政令第二百五十四号) (抄)

(権限の委任)

第十五条 (略)

2 6 (略)

7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第三十八条第一項、第六十二条第四項	国土交通大臣	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監

(略)	(略)	理部長又は運輸支局長 (略)
-----	-----	-------------------

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（審査請求が理由がある場合）

第三十八条 国土交通大臣は、登録についての審査請求が理由があるときは、当該審査請求に係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。

2 第十条の規定は、前項の規定により更正をした場合について準用する。

（臨時検査）

第六十三条（略）

2・3（略）

4 第一項の公示に係る自動車で当該公示に係る同項の期間内に臨時検査を受けなかつたものに係る自動車検査証でその期間の末日に有効であるものは、その期間の経過後は、その効力を失う。この場合において、当該自動車の使用者は、すみやかに、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

5〜7（略）

（自動車検査証の返納等）

第六十九条 自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があつたときは、その事由があつた日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあつては、解体報告記録がなされたことを知つた日）から十五日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

- 一 当該自動車が滅失し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号の指定の際）存したものでなくなつたとき。
- 三 当該自動車について第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録があつたとき。
- 四 当該自動車について次条第三項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

2 第五十四条第二項又は第五十四条の二第六項の規定により自動車の使用の停止を命ぜられた者は、遅滞なく、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

3・4 (略)

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）

（管理の特例の場合の読替規定）

第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
(略)	(略)	(略)	(略)
第十三条第四項、第五十三条第二項、第九十六条第三項	都道府県が	指定市が	指定市以外の市が
(略)	(略)	(略)	(略)
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	都道府県である	指定市である	指定市以外の市である
(略)	(略)	(略)	(略)
法第十七条第三項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替える字句	
読み替える規定	(略)	(略)	
(略)	都道府県である	町村である	
第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項			

第九十六条第三項	(略)	都道府県が	(略)
法第十七条第四項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。			
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村
	都道府県である道路管理者	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村
	又は市町村に	若しくは市町村又は指定市以外の市町村に	若しくは市町村又は指定市以外の市町村に

4 (略)

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一、四 (略)

五 法第九十六条第二項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

六、十三 (略)

3 (略)

○ 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) (抄)

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並

びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの（前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。）を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

5・6 (略)

7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

(不服申立て)

第九十六条 (略)

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、当該公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県である他の工作物の管理者がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

4 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が

道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

5 (略)

○ 土地区画整理法施行令 (昭和三十年政令第四十七号) (抄)

(事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告)

第三条 市町村長、都道府県知事又は国土交通大臣は、法第二十条第一項 (法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条の八第一項 (法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項 (同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第一項 (同条第十項において準用する場合を含む。)、又は第七十一条の三第四項 (同条第十五項において準用する場合を含む。) の規定により事業計画又は規準若しくは施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合においては、あらかじめ、縦覧開始の日、縦覧場所及び縦覧時間を公告しなければならない。

○ 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) (抄)

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) 第二章第三節 (第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。) の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第三十九条 (略)

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする組合について、第十八条の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合における事業計画又は事業基本方針の変更についての認可を申請しようとする組合について、第十九条の規定はこの項において準用する第十八条に規定するの同意を得ようとする組合及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第十九条の二の規定は事業基本方針の変更についての認可を受けて事業計画を定めようとする組合について、第二十条の規定は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について前項に規定する認可の申請があつた場合について、第二十一条第一項、第二項及び第六項の規定は前項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第十八条及び第十九条中「施行地区となるべき区域」とあるのは「新たに施行地区となるべき区域」と、第二十条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二十一条第六項中「第三項」とあるのは「第三十九条第四項」と読み替えるものとする。

3 6 (略)

(規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理)

第五十一条の八 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 (略)

(規準又は事業計画の変更)

第五十一条の十 (略)

2 第七条の規定は事業計画を変更しようとする区画整理会社について、第五十一条の六の規定は規準又は事業計画の変更についての認可を申請しようとする区画整理会社について、第五十一条の七の規定は新たに施行地区となるべき区域がある場合にこの項において準用する第五十一条の六に規定する同意を得ようとする区画整理会社及び新たに施行地区となるべき区域の公告があつた場合における借地権の申告について、第五十一条の八の規定は規準又は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について前項に規定する認可の申請があつた場合について、前条の規定は同項に規定する認可の申請があつた場合又は同項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第五十一条の六、第五十一条の七第一項及び第五十一条の八第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第五十一条の六中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十一条の七第二項中「第五十一条の六」とあるのは「第五十一条の十第二項において準用する第五十一条の六」と、前条第一項第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。こ

の場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、同条第三項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」と、同条第五項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画をもつて」とあるのは「規準又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

3 (略)

(事業計画の決定及び変更)

第五十五条 (略)

2 5 4 (略)

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県都市計画審議会」と読み替えるものとする。

6 5 12 (略)

13 第一項から第七項までの規定は、第五十二条第一項の事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項までの規定は、同条第一項の事業計画の変更をした場合について準用する。この場合において、第七項及び第八項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十五条第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

(施行規程及び事業計画の決定及び変更)

第六十九条 (略)

2 3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

5 5 9 (略)

10 第一項から第五項までの規定は、第六十六条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第六項の規定は、同条第一項の事業計画の変更をした場合(政令で定める軽微な変更をした場合を除く。)

）について、第七項から前項までの規定は、同条第一項の事業計画を変更した場合について準用する。この場合において、第六項中「施行地区（」とあるのは「変更に係る施行地区（」と、「及び設計の概要を」とあるのは「又は設計の概要を」と、第七項中「を公告し」とあるのは「についての變更に係る事項を公告し」と、前項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の變更をもつて」と読み替えるものとする。

（施行規程及び事業計画）

第七十一条の三（略）

2～8（略）

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「国土交通大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

10～14（略）

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「についての變更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「變更に係る施行地区又は設計の概要を」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の變更をもつて」と読み替えるものとする。

○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（抄）

（権限の委任）

第三十三条 法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十条第二項及び法第三十一条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一・二（略）

三 法第三十四条第一項前段又は第三項前段の規定による審査請求に対して裁決をすること。

四・五 (略)

○ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) (抄)

(不服申立て)

第三十四条 地方公共団体である公園管理者(前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。)がした次の各号のいずれかに掲げる処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

一 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項(前条第四項において準用する場合を含む。)の規定による指示

三 第十三条、第十四条第二項又は第二十八条第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担の決定

四 第二十六条第二項又は第四項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の命令

五 第二十七条第一項又は第二項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

六 第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2 (略)

3 第五条の二第一項の規定による協議に基づき国の機関である他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

○ 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号) (抄)

(道路法の規定の適用についての技術的読替え)
第十五条 (略)

2 法の規定により有料道路管理者が行う道路(都道府県道及び市町村道に限る。)の管理についての法第五十四条第一項の規定による道路法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>(略)</p> <p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条の二、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第</p>	<p>(略)</p> <p>道路管理者</p>	<p>(略)</p> <p>有料道路管理者</p>

第九十六条第二項	<p>(略)</p> <p>四十八条第二項及び第四項、四十八条の二、四十八条の三、四十八条の五第三項、四十八条の七、四十八条の八第二項、四十八条の九、四十八条の十、四十八条の十一第二項、四十八条の十二、四十八条の十七第一項、四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百三十三条第四号及び第五号、第一百四十一条、第三号及び第四号、第一百五十一条、第一百六十一条</p>
道路管理者がした	<p>(略)</p> <p>都道府県又は市町村である道路管理者</p>
有料道路管理者がした	<p>(略)</p> <p>有料道路管理者</p>

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）

（道路法及び高速自動車国道法の適用等）

第五十四条 この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。）が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）」は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第三十四号又は第十七条第一項第三十号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 4 （略）

○ 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）（抄）

領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十七第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第

四十号) 第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号) 第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

○ ダム使用権登録令(昭和四十二年政令第二号) (抄)

(予告登録)

第四条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。

一 (略)

二 ダム使用権の設定又は特定多目的ダム法第二十二条の許可について、異議申立てがされ、又は訴えが提起されたとき。
(職権又は囑託による予告登録)

第二十二条 国土交通大臣は、第四条第二号に規定する異議申立てがされたときは、職権で予告登録をしなければならない。

2 (略)

(予告登録の消除)

第二十三条 国土交通大臣は、第四条第二号に規定する異議申立てについて、却下若しくは棄却の決定をしたとき、又は取下げがあつたときは、職権で予告登録を消除しなければならない。

2 (略)

○ 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号) (抄)

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 都市計画

第一節 都市計画の内容(第三条—第八条)

第二節 都市計画の決定等(第九条—第十八条)

第三章 都市計画制限等

第一節 開発行為等の規制（第十九条―第三十六条）

第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の二・第三十六条の三）

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制（第三十七条―第三十八条の三）

第三節 地区計画の区域内における建築等の規制（第三十八条の四―第三十八条の七）

第四節 遊休土地転換利用促進地区内における土地利用に関する措置等（第三十八条の八―第三十八条の十）

第四章 都市計画事業（第三十九条・第四十条）

第五章 雑則（第四十一条―第四十六条）

附則

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第三十六条 都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この項において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の敷地が次に定める基準（用途の変更の場合にあつては、ロを除く。）に適合していること。

イ 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、敷地内の下水を有効に排出するとともに、その排出によつて当該敷地及びその周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。

(1) 当該地域における降水量

(2) 当該敷地の規模、形状及び地盤の性質

(3) 敷地の周辺の状況及び放流先の状況

(4) 当該建築物又は第一種特定工作物の用途

ロ 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、当該土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられていること。

二 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内においては、当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物の用途が当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合していること。

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 法第三十四条第一号から第十号までに規定する建築物又は第一種特定工作物

ロ 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

ニ 法第三十四条第十三号に規定する者が同号に規定する土地において同号に規定する目的で建築し、又は建設する建築物又は第一種特定工作物（第三十条に規定する期間内に建築し、又は建設するものに限る。）

ホ 当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められる建築物又は第一種特定工作物で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

2 第二十六条、第二十八条及び第二十九条の規定は、前項第一号に規定する基準の適用について準用する。

（市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第三十六条の二 法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。）で仮設のもの
の建設

二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更

三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。）の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設

四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

（都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

第三十六条の三 法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。第三十七条の二及び第三十八条において同じ。）又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設（法第十一条第一項第八号から第十号までに掲げるものを除く。）に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(法第五十五条第二項の政令で定める者)

第三十八条 法第五十五条第二項の政令で定める者は、都道府県及び市町村とする。

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六条の二各号に掲げる行為とする。

○ 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) (抄)

(不服申立て)

第五十条 (略)

2 (略)

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 (略)

○ 都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号) (抄)

(事業計画等の縦覧についての公告)

第三条 市町村長又は地方公共団体は、法第十六条第一項(法第三十八条第二項、法第五十条の六、法第五十条の九第二項並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。)、又は法第五十三条第一項(法第五十六条において準用する場合を含む。)、の規定により事業計画、規準又は施行規程を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

○ 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第十六条（略）

2・3（略）

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5（略）

（定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更）

第三十八条（略）

2 第七条の九第三項、第十四条及び第十五条の規定は組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は組合が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は組合が施行地区の縮小又は費用の分担に關し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第十五条の二の規定は組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第十六条の規定は事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第十七条及び第十九条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、第十六条第一項中「施行地区となるべき区域」（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第十九条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第三項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十八条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

（事業計画等）

第五十条の六 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条の規定は規準及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二中「第七条の九第一項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項及び第五項中「第十一条第一項又は第三項」とあるのは「第五十条の二第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。

(規準又は事業計画の変更)

第五十条の九 (略)

2 第七条の九第三項及び第五十条の五の規定は再開発会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第七条の十二の規定は再開発会社が公共施設又は同条の政令で定める施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第七条の十六第三項の規定は再開発会社が施行地区の縮小又は費用の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第十六条の規定は規準又は事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合に、第七条の九第二項、第五十条の四及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第七条の九第三項及び第五十条の四第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第十六条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第七条の十二、第七条の十六第三項及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、同条第一項ただし書中「次条各号の一」とあるのは「第五十条の九第二項において準用する第五十条の七各号のいずれか」と、同条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十条の三第一項第五号の特定事業参加者」と、第七条の九第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第五十条の四第一項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、第五十条の七第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

(事業計画)

第五十三条 (略)

2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項から同条第四項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同条第三項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第五項中「第

十一條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(事業計画の変更)

第五十六條 第五十一條第一項後段及び前三條の規定は、事業計画の変更(第五十三條第一項から第三項までの規定に係る場合は、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合において、第五十三條第四項後段中「定め」とあるのは、「変更し」と読み替えるものとする。

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八條 (略)

2 (略)

3 第五十條の三第二項及び第三項並びに第五十二條第二項の規定は施行規程について、第七條の十一及び第七條の十二の規定は事業計画について、第十六條(第一項ただし書を除く。)及び第十九條(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七條の十二及び第十六條第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七條の十二中「同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六條及び第十九條第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六條第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八條第三項において準用する第五十二條第二項第五号の特定事業参加者」と、同條第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九條第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同條第三項中「組合は」とあるのは「機構等は」と、「第十条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八條第三項において準用する第十九條第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同條第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と、第五十條の三第二項中「前項第五号」とあり、及び同條第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八條第三項において準用する第五十二條第二項第五号」と、第五十二條第二項第五号中「第五十六條の二第一項」とあるのは「第五十八條の二第一項」と読み替えるものとする。

4 第七條の十二、第十六條(第一項ただし書を除く。)並びに第十九條第一項及び第四項の規定は、施行規程又は事業計画の変更(第七條の十二の規定に係る場合を除き、政令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 (略)

○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（抄）

第十六条 第七条第一項から第三項までの規定は、法第十九条第二項の規定により近傍類地の取引価格等を考慮して規制区域の指定の公告の際における買取り請求に係る土地に関する権利の相当な価額を算定する場合に準用する。この場合において、第七条第一項から第三項までの規定中「許可申請」とあるのは、「買取り請求」と読み替えるものとする。

2 第七条第二項及び第三項並びに第八条第一項の規定は、法第十九条第二項の規定により公示価格を規準として規制区域の指定の公告の際における買取り請求に係る土地の所有権の価額を算定する場合に準用する。この場合において、第七条第二項及び第三項並びに第八条第一項中「許可申請」とあるのは、「買取り請求」と読み替えるものとする。

3 第十一条の規定は、買取り請求に係る者が負担した宅地の造成等のための費用について準用する。

○ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（不服申立て）

第二十条 （略）

2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求がされた場合においては、当該審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。

3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4・5 （略）

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（抄）

（事業計画又は施行規程の縦覧についての公告）

第二十条 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は法第五十九条第四項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画又は施行規程を公衆の縦覧に供しようとする場合については、土地区画整理法施行令第三条の規定を準用する。

（土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え）

第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三条	第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項	第五十五条第一項
(略)	(略)	(略)

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

（土地区画整理法の準用）

第五十一条 土地区画整理法第七条の規定は第三十七条第一項の事業計画を定めようとする者について、同法第十八条及び第十九条の規定は第三十七条第一項の規定による認可を申請しようとする者について、同法第二十条、第二十一条（第二項及び第四項を除く。）、第二十四条、第二十六条から第二十九条まで（第二十八条第八項及び第九項を除く。）、第三十八条の二、第三十九条（第五項を除く。）及び第四十三条から第五十条まで（第四十五条第三項及び第五十条第二項を除く。）の規定は組合について準用する。
（土地区画整理法の準用）

第五十七条 土地区画整理法第五十五条及び第五十八条から第六十五条までの規定は、都府県又は市町村が第二十九条第三項の規定により施行する住宅街区整備事業について準用する。

(施行規程及び事業計画の認可)

第五十八条 独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第二十九条第三項の規定により住宅街区整備事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方公社にあつては都府県知事とし、次条において「国土交通大臣等」という。)の認可を受けなければならない。

2 (略)

(施行規程及び事業計画)

第五十九条 (略)

2~8 (略)

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章第三節(第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。)の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。)」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

10~14 (略)

15 第一項の規定は前項の規定による認可の申請をしようとするときについて、第三項から第十項までの規定は施行規程又は事業計画を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は前項の規定による認可をしたときについて準用する。

○ 農住組合法施行令(昭和五十六年政令第七十号)(抄)

(収用委員会に対する裁決の申請手続)

第六条 法第十一条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条

第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

○ 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）（抄）

（土地改良法の準用）

第十一条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条（第一項及び第二項を除く。）、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百十八条（第一項第二号から第五号まで及び第二項を除く。）、第二百一条から第二百十三条まで、第三十七条、第三十八条（第二号から第四号までを除く。）、第三十九条並びに第四百十二条の規定は、交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進（第三条―第七条の二）
- 第三章 防災街区整備地区計画等
 - 第一節 防災街区整備地区計画（第八条―第十三条）
 - 第二節 防災街区整備権利移転等促進計画（第十四条）
 - 第三節 防災街区計画整備組合（第十五条―第二十二条）
- 第四章 防災街区整備事業
 - 第一節 総則（第二十三条）
 - 第二節 施行者

第一款 総則（第二十四条・第二十五条）

第二款 個人施行者（第二十六条）

第三款 防災街区整備事業組合（第二十七条―第二十九条）

第四款 事業会社（第三十条）

第五款 地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構等（第三十一条）

第三節 防災街区整備事業の施行

第一款 測量、調査等（第三十二条・第三十三条）

第二款 権利変換手続（第三十四条―第四十七条）

第三款 費用の負担（第四十八条）

第四款 雑則（第四十九条―第五十二条）

第五章 防災都市施設の整備のための特別の措置（第五十三条―第五十六条）

第六章 防災街区整備推進機構（第五十七条・第五十八条）

第七章 雑則（第五十九条―第六十二条）

附則

（事業計画等の縦覧）

第二十五条 法第四十条第二項（法第五十七条第二項、第六十九条、第七十二条第二項並びに第八十八条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）又は第八十一条第一項（法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長又は地方公共団体が行う縦覧は、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告した上で、当該市町村又は地方公共団体の事務所において行わなければならない。

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第四百十条（略）

254（略）

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十

条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同節中「審理員」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 (略)

(定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更)

第二百五十七条 (略)

2 第二百二十二条第三項、第三百八十八条及び第三百九十九条の規定は事業組合が事業計画又は事業基本方針を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第二百五十五条の規定は事業組合が公共施設に係る事業計画の変更をしようとする場合に、第二百二十九条第三項の規定は事業組合が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に關し定款又は事業計画若しくは事業基本方針を変更しようとする場合に、第三百九十九条の二の規定は事業組合が事業基本方針の変更の認可を受けて事業計画を定めようとする場合に、第四百十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があった場合に、第二百二十二条第二項、第四百十一条及び第四百十三条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項中「施行地区となるべき区域」とあり、及び第四百十条第一項中「施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第四百十三条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「認可」とあるのは「認可に係る定款又は事業基本方針についての変更の認可」と、同条第三項中「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針」とあるのは「定款又は事業基本方針の変更」と、「あるまでは事業計画」とあるのは「あるまでは事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第五十七条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

(事業計画等)

第二百二十九条 第二百二十四条及び第二百五十五条の規定は事業計画について、第四百十条の規定は規程及び事業計画について準用する。この場合において、第二百五十五条中「第二百二十二条第一項」とあり、並びに第四百十条第一項及び第六項中「第三百六条第一項又は第三項」とあるのは「第六十五條第一項」と、同条第一項ただし書中「次条各号」とあるのは「第七十条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第六十六条第一項第五号の特定事業参加者」と読み替えるものとする。

(規程又は事業計画の変更)

第七十二条 (略)

2 第二百二十二条第三項及び第六十八条の規定は事業会社が事業計画を変更して新たに施行地区に編入しようとする土地がある場合に、第

百二十五条の規定は事業会社が公共施設に関係のある事業計画の変更をしようとする場合に、第二百二十九条第三項の規定は事業会社が施行地区の縮小又は事業に要する経費の分担に関し規準又は事業計画を変更しようとする場合に、第四百十条の規定は規準又は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合に、第二百二十二条第二項、第六十七條及び前二条の規定は前項の規定による認可について準用する。この場合において、第二百二十二条第三項及び第六十七條第一項中「施行地区となるべき区域」とあり、並びに第四百十条第一項中「施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）」とあるのは「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」と、同項ただし書中「次条各号」とあるのは「第七十二条第二項において準用する第七十条各号」と、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第六十六条第一項第五号の特定事業参加者」と、第二百二十二条第二項中「施行地区となるべき区域」とあるのは「施行地区又は新たに施行地区となるべき区域」と、第六十七條第一項中「所有者及び」とあるのは「所有者並びに」と、第七十条第一号中「でないこと」とあるのは「でないこと。この場合において、同項第三号及び第四号中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「施行地区及び新たに施行地区となるべき区域」とする」と、前条第一項中「認可」とあるのは「認可に係る規準又は事業計画についての変更の認可」と、同条第二項中「施行者として、又は規準若しくは事業計画」とあるのは「規準又は事業計画の変更」と読み替えるものとする。

（事業計画）

第八十一条（略）

2 第四百十条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項から同条第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「第七十九条第一項前段の地方公共団体」と、同条第四項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第六項中「第三十六条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第七十九条第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。

3・4（略）

（事業計画の変更についての準用）

第八十四条 事業計画の変更については、第七十九条第一項後段及び前三条の規定（国土交通省令で定める軽微な事業計画の変更にあつては、第八十一条第一項から第三項までの規定を除く。）を準用する。この場合において、第八十一条第四項後段中「定めよう」とあるのは、「変更しよう」と読み替えるものとする。

（施行規程及び事業計画の認可等）

第八十八条（略）

2 (略)

3 第六十六条第二項及び第三項並びに第八十条第二項の規定は施行規程について、第二百二十四条及び第二百五条の規定は事業計画について、第四百四条(第一項ただし書を除く。)及び第四百十三条(第二項を除く。)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。

この場合において、第六十六条第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第八十八条第三項において準用する第八十条第二項第五号」と、同項中「第七十三条第一項」とあり、及び第八十条第二項第五号中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十九条第一項」と、第二百二十五条中「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第四百四条第一項及び第三項から第六項まで並びに第四百十三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第四百四十条第三項中「参加組合員」とあるのは「第八十八条第三項において準用する第八十条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第六項中「第三十六條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「都市再生機構等」と、第四百四十三条第一項中「事業組合」とあるのは「防災街区整備事業」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「事業組合」とあるのは「都市再生機構等」と、「第三百三十六條第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第八十八条第三項において準用する第四百十三條第一項」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と読み替えるものとする。

4 第二百五条の規定は施行規程又は事業計画の変更について、第四百四条(第一項ただし書を除く。)並びに第四百十三條第一項及び第四項の規定は施行規程又は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 (略)

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)(抄)

(事業計画の縦覧についての公告)

第一条 市町村長は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第十一条第一項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告し

なければならぬ。

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

（設立の認可）

第九条 区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十二条第一項に規定する建替え決議（以下単に「建替え決議」という。）の内容によりマンションの建替えを行う旨の合意をしたものとみなされた者（マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該建替え決議の内容により当該マンションの建替えを行う旨の同意をしたものを含む。以下「建替え合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認可を受けて組合を設立することができる。

257 （略）

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第十一条 （略）

253 （略）

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

5 （略）

（定款又は事業計画の変更）

第三十四条 （略）

2 第九条第二項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする建替え決議マンションがある場合について、同条第四項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとする一括建替え決議マンション群がある場合について、同条第五項の規定は組合が定款及び事業計画を変更して新たに施行マンションに追加しようとするマンションがある場

合について、第十一条の規定は事業計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）の認可の申請があつた場合について、第九条第七項、第十二条及び第十四条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、第九条第二項中「建替え合意者の」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションの建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき建替え決議マンションが二以上ある場合にあつては、当該二以上の建替え決議マンションごとの建替え合意者）」と、同条第四項中「一括建替え合意者」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群の一括建替え合意者（新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群が二以上ある場合にあつては、当該二以上の一括建替え決議マンション群ごとの一括建替え合意者）」と、「一括建替え決議マンション群」とあるのは「新たに施行マンションとなるべき一括建替え決議マンション群」と、同条第七項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、第十一条第一項中「施行マンションとなるべきマンション」とあり、及び「当該マンション」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」とあるのは「施行マンション又は新たに施行マンションとなるべきマンション」と、同条第二項中「施行マンションとなるべきマンション」とあるのは「施行マンション又はその敷地」と、第十四条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第三十四条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3・4（略）

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（抄）

（許可を要しない景観重要樹木に係る通常管理行為、軽易な行為その他の行為）

第十五条 法第三十一条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる樹木の伐採

イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採

ロ 危険な樹木の伐採

二 法第三十三条第二項の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為

三 管理協定に基づく行為

四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

○ 景観法（平成十六年法律第百十号）（抄）

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条（略）

2・3（略）

4 農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同法第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同法第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同法第四項中「（第十二項）とあるのは」（第九条後段及び第十二項）と、「同条第二項」とあるのは「第八条第四項中「ときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について」とあるのは「ときは」と、「協議し、その同意を得なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十二条第二項」と、「とあるのは」とあるのは「とあるのは」と読み替えるものとする。

第十二章 防衛省関係

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

目次

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等（第一条）

第二節 自衛隊の旗（第一条の二）

第三節 表彰（第一条の三―第五条）

第二章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第六条―第十三条）

第二款 警備区域（第十四条）

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成（第十五条―第二十六条）

第二款 警備区域（第二十七条）

第三節 航空自衛隊の部隊（第二十八条―第三十条の十三）

第四節 共同の部隊（第三十条の十四―第三十条の十七）

第五節 補職の特例及び委任規定（第三十一条・第三十二条）

第三章 機関

第一節 学校（第三十三条―第三十八条の四）

第二節 補給処（第三十九条―第四十三条）

第三節 病院（第四十四条―第四十七条）

第四節 地方協力本部（第四十八条―第四十八条の三）

第五節 研究本部（第四十八条の四）

第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）

第七節 補給本部（第四十八条の七―第四十八条の九）

第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十条―第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 通則（第五十一条の五―第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二―第六十四条）

第三節 不服申立て（第六十五条―第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七条）

第五節 退職管理（第八十七条の二―第八十七条の三十六）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条―第九十七条）

第二款 届出等（第九十八条―第一百二条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百二条の二―第一百二条の六）

第二款 届出等（第一百二条の七）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百二条の八―第一百二条の十二）

第二款 届出等（第一百二条の十三）

第六章 自衛隊の行動及び権限

第一節 海上保安庁に対する指揮（第二百三条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第二百四条―第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第一百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第二百九条―第一百十三条）

第七章 雑則（第一百十四条―第一百六十二条）

附則

第五章 隊員

第三節 不服申立て

（不服申立ての方式）

第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ては、書面を提出してしなければならない。

- 2 審査請求書又は異議申立書は、正副二通を提出しなければならない。
- 3 審査請求書又は異議申立書には、履歴書二通を添附するものとする。
- 4 (略)

(不服申立書の記載事項)

第六十五条の二 審査請求書又は異議申立書には、次の各号に掲げる事項（異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査請求人又は異議申立人が、これに署名押印しなければならない。

一 三 (略)

四 審査請求又は異議申立てに係る処分

五 (略)

六 審査請求又は異議申立ての趣旨及び理由

(当事者)

第六十六条 審査請求又は異議申立てに係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求人又は異議申立人と処分者とを当事者とする。

2 (略)

(代理人)

第七十三条 審査請求人又は異議申立人は、事案の審理に関し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、代理人を選任することができる。

2 代理人は、審査請求人又は異議申立人のために、事案の審理に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求又は異議申立てを取り下げることにはできない。

3 (略)

4 代理人がその資格を失つたときは、審査請求人又は異議申立人は、書面での旨を防衛人事審議会に届け出なければならない。
(補正)

第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求又は異議申立てが防衛大臣から付議された場合には、すみやかに、審査請求書又は異議申立書の記載事項、提出の時期、審査請求人又は異議申立人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求又は異議申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(弁明書の提出)

第七十四条の二 審査請求又は異議申立てが適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書又は異議申立書の副本を処分者に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

3 処分者から弁明書の提出があつたときは、防衛人事審議会は、その副本を審査請求人又は異議申立人に送付しなければならない。ただし、審査請求又は異議申立ての全部を容認すべきときは、この限りでない。

(反論書の提出)

第七十四条の三 審査請求人又は異議申立人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(証拠書類等の提出)

第七十五条の二 審査請求人又は異議申立人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、防衛人事審議会が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 防衛人事審議会は、審査請求人又は異議申立人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は異議申立人の審尋)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は異議申立人を審尋することができる。

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の七 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、第七十五条第四項の規定による審査請求人若しくは異議申立人の意見の陳述を聞かせ、第七十五条の三の規定による参考人の陳述を聞かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせることができる。

(処分者からの物件の提出及び閲覧)

第七十五条の八 処分者は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を防衛人事審議会に提出することができる。

2 審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会に対し、処分者から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理の併合及び分離)

第七十六条 防衛人事審議会は、二以上の審査請求又は異議申立てが次の各号の一に該当する場合には、審査請求人又は異議申立人の請求に基き、又は職権により、決定をもつて、これらの事案をあわせて審理することができる。

一 同一の審査請求人又は異議申立人からなされたものである場合

二 同一の事件又は相関連する事件に関して同一の処分者により行われた処分に係る場合

2 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者とを当事者とする。

3 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、決定をもつて、第一項の規定により併合した審理を分離することができる。

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人又は異議申立人に対し、最終陳述をする機会を与えなければならない。

(不服申立ての取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人又は異議申立人は、審査請求又は異議申立てに係る事案に関する裁決又は決定があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求又は異議申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 (略)

(議決)

第七十九条 審査請求又は異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人又は異議申立人が第七十四条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下すべき旨を議決することができない。

2 審査請求又は異議申立てが理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを棄却すべき旨を議決する。

3 処分についての審査請求又は異議申立てが理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部又は一部を取り消すべき旨を議決する。
4 前項の場合においては、防衛人事審議会は、当該処分を変更すべき旨を議決することもできる。ただし、審査請求人又は異議申立人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

5 前各項の議決には、理由を附さなければならない。

(裁決又は決定の方式)

第八十条 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、書面で行ない、かつ、理由を附し、防衛大臣がこれに記名押印しなければならない。

(裁決又は決定の効力発生)

第八十一条 裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決又は決定の送達は、送達を受けるべき者に裁決書又は決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書又は決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書又は決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書又は決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 防衛大臣は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。

(再審)

第八十三条 防衛大臣は、裁決又は決定を行なった後において次の各号の一に該当すると認める場合には、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、当該事実を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、すみやかにその旨を当事者に通知しなければならない。

一 第六十九条各号の一に掲げる者が委員として審査に関与したことが判明した場合

二 裁決又は決定の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであること又は虚偽のものであることが判明した場合

三 (略)

- 四 裁決又は決定に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合
- 2 前項の再審の申立ては、裁決又は決定があつた日の翌日から起算して六月以内にしなければならない。
- 3 再審については、その性質に反しない限り、この節で定める審査請求又は異議申立てに関する規定を準用する。
(委任規定)
- 第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則

- 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（合併協議会設置の請求）

第四条 （略）

2 3 （略）

- 14 第十項前段又は第十一項の規定による請求があつたときは、合併請求市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

15 20 （略）

第五条 （略）

2 3 20 （略）

- 21 第十四項又は第十九項の規定による通知があつたときは、合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならない。

22 3 33 （略）

- 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

(関係市町村における選挙人の投票)

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

2～7 (略)

○ 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号) (抄)

(他の法令の準用)

第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市(第二十三号にあつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十六 (略)

二十七 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八～三十三 (略)

2 (略)

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号) (抄)

(他の法令の準用)

第十五条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。

一～十 (略)

十一 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

十二～十六 (略)

2 (略)

- 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（抄）

（他の法令の準用）

第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

一～二十二（略）

二十三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十四～三十（略）

2（略）

- 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第十一号第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

一～十八（略）

十九 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三
二十～二十五（略）

2（略）

- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（抄）

(他の法令の準用)

第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 三十九 (略)

二 二十四 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

三 二十五 三十九 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)(抄)

(他の法令の準用)

第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 二十二 (略)

二 二十三 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

三 二十四 三十九 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)(抄)

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 一 三十九 (略)

二 四十 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

三 四十一 四十五 (略)

2 (略)

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十五（略）

二 二十六 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十七 三十二（略）

2（略）

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）

（他の法令の準用）

第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 二十六（略）

二 二十七 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十八 三十一（略）

2（略）

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（抄）

附 則

（他の政令の適用の特例）

第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）	(略) 第二十二條第一項	(略) 第十七條の地方支分部局の長	(略) 第十七條の地方支分部局の長、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二條第一項の職若しくは同法第十七條第一項の地方機関の長
(略)	(略)	(略)	(略)

2・3 (略)